

香川県廃棄物処理計画（素案）

～ 質の高い循環型社会の形成を目指して ～

平成27年9月

香 川 県

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 対象とする廃棄物	4
第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計	
第1節 現状	
1. 一般廃棄物	5
2. 産業廃棄物	12
3. 廃棄物に関する苦情	20
第2節 将来推計	
1. 一般廃棄物	21
2. 産業廃棄物	22
第3章 県民の意識	
1. 調査の概要	23
2. 調査の結果	23
3. まとめ	26
第4章 質の高い「循環型社会」の形成を目指して	
第1節 基本的な考え方	
1. 計画の基本目標	27
第2節 数値目標	
1. 一般廃棄物	29
2. 産業廃棄物	29
3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通	30
第3節 目標達成のための施策	
1. 施策の体系	31
2. 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成に向けた施策展開	
(1) 2R（リデュース、リユース）の推進	32
(2) リサイクルの推進	35
(3) 廃棄物の適正処理の推進	38
第4節 関係者の役割	
1. 県民の役割	46
2. 排出事業者の役割	47
3. 民間団体の役割	48
4. 行政の役割	48
第5章 推進体制と進行管理	
1. 推進体制及び進行管理	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）など各種リサイクル等の法的基盤整備が行われるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の数次にわたる改正が行われてきました。

持続的かつ発展的な社会経済システムを構築するためには、これまで形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図ることが必要です。

これらのことを踏まえて、県では3R※（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））と廃棄物の適正処理の推進に取り組んできましたが、今後とも現在の取組みを継続するとともに、これまでリサイクルに比べて優先順位が高いものの、取組みが遅れている2R（リデュース、リユース）に重点的に取り組む必要があります。

本計画は、国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を踏まえて、平成28年度以降の本県の廃棄物政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

※3R

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法（平成6年施行）

- 環境保全に関する基本理念
- 環境保全施策の基本事項 等

循環型社会形成推進基本法（平成13年施行）

～基本的枠組法～

- 社会の物質循環の確保
- 天然資源の消費の抑制
- 環境負荷の低減 等

第三次循環型社会形成推進基本計画

（平成25年5月）

廃棄物処理法（昭和46年施行）

～廃棄物の適正処理～

- 廃棄物の発生抑制
- 廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- 廃棄物処理施設の設置規制
- 廃棄物処理業者に対する規制
- 廃棄物処理基準の設定 等

資源有効利用促進法（平成3年施行）

～再生利用の推進～

- 再生資源のリサイクル
- リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- 分別回収のための表示
- 副産物の有効利用の促進 等

〔国の基本方針〕 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

（廃棄物処理法第5条の2）

容器包装
リサイクル法

家電
リサイクル法

食品
リサイクル法

個別対象に応じた規制

自動車
リサイクル法

小型家電
リサイクル法

建設
リサイクル法

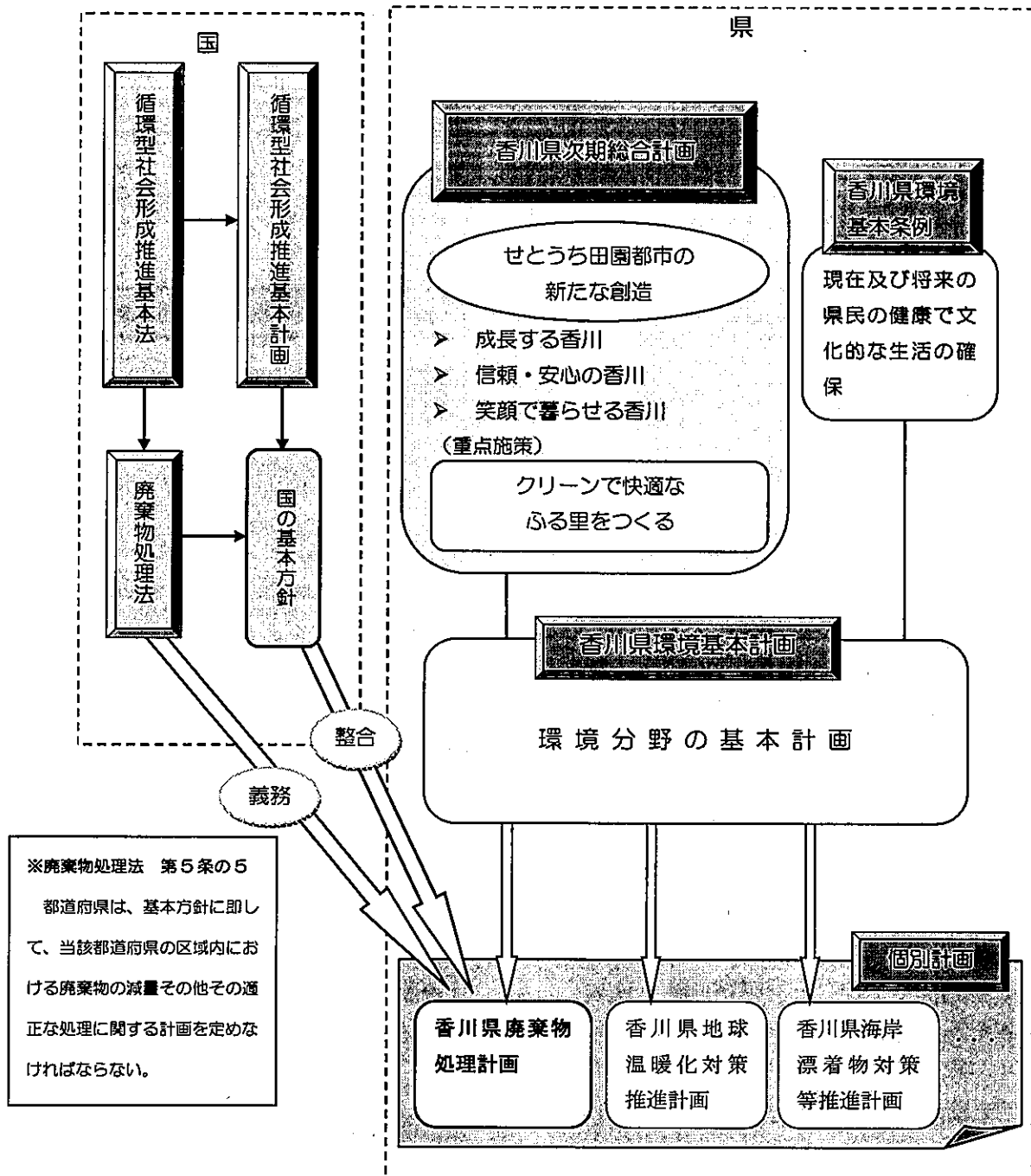
グリーン購入法（国などが率先して再生品などの調達を推進）

（平成13年施行）

2. 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、同法第5条の2の規定に基づく国の基本方針に即して策定します。

また、香川県環境基本条例（平成7年条例第4号）に基づく『香川県環境基本計画』の個別計画の一つであり、県政運営の基本指針である『香川県次期総合計画』の部門計画としての位置付けにもなっています。

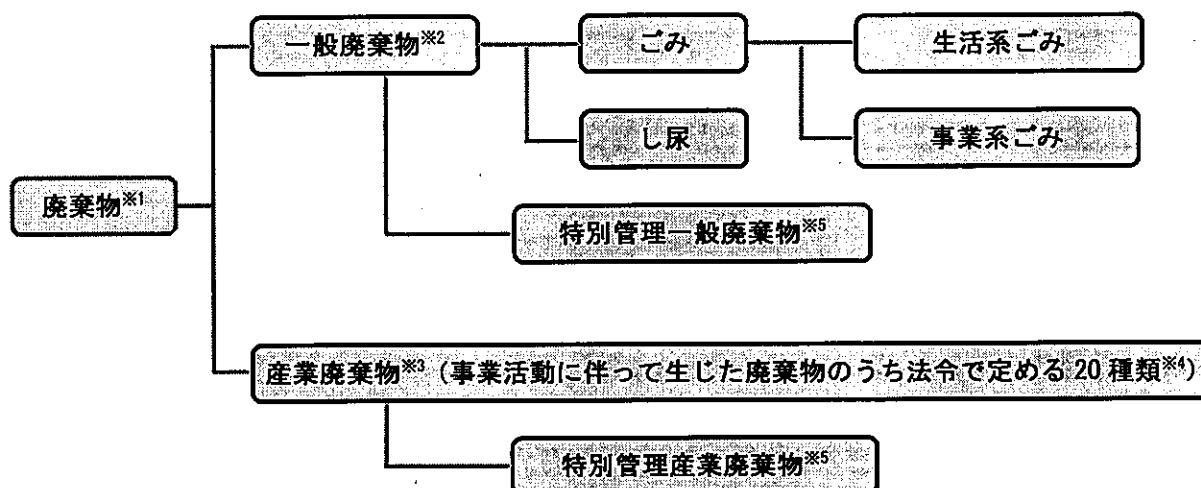


3. 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

4. 対象とする廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物（一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物）とします。なお、し尿については、その排出及び処理の形態が他の廃棄物と異なるため、香川県全域生活排水処理構想に基づき、市町の一般廃棄物処理計画と連携して、適正な処理を推進します。



廃棄物の分類

※1 廃棄物 「占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった固形状又は液状のもの」をいい、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

※2 一般廃棄物 家庭から出る廃棄物と、事業活動に伴って排出されるごみのうち産業廃棄物以外のごみ（事務所や商店から排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）をいいます。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分かれます。「ごみ」のうち、家庭から排出される廃棄物は「生活系ごみ（家庭ごみ）」と、事業活動に伴って排出されるごみは「事業系ごみ」といいます。

※3 産業廃棄物 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定める20種類のものをいい、全ての事業活動に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の事業活動に限定されるもの（紙くず、木くずなど）があります。

※4 産業廃棄物の種類

【あらゆる事業活動に伴うもの】(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃酸、(5)廃アルカリ、(6)廃プラスチック類、(7)ゴムくず、(8)金属くず、(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(10)鉱さい、(11)がれき類、(12)ばいじん

【特定の事業活動に伴うもの】(13)紙くず、(14)木くず、(15)繊維くず、(16)動植物性残さ、(17)動物固形不要物、(18)動物のふん尿、(19)動物の死体、

【その他】(20) (1)～(19)までの産業廃棄物を処分するために処理したもの

※5 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物 一般廃棄物、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。

第2章 本県の廃棄物の現状と将来推計

第1節 現状

1. 一般廃棄物

(1) 排出状況

ごみ^{※6}（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、県民のごみに対する意識の高まりなどにより、台風被害による災害廃棄物の影響があった平成16年度を除き、減少傾向にありましたが、近年は排出量の抑制が頭打ちとなっています。

平成25年度のごみの総排出量は、33.0万トンであり、前年度とほぼ同量となっています。前計画の平成27年度の目標である30.5万トンを2.5万トン上回っています。（図1）

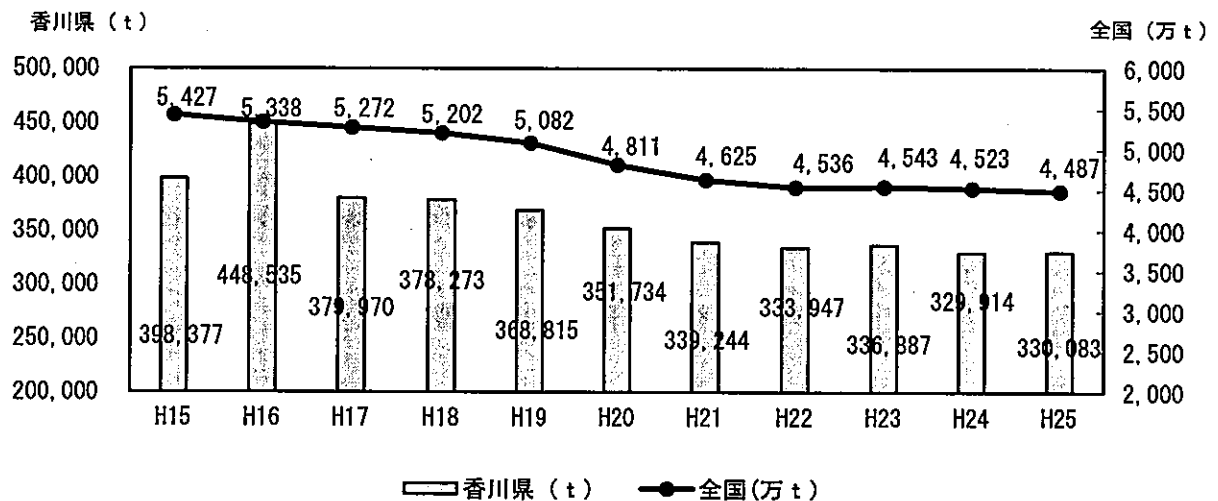


図1 ごみの総排出量の推移（全国・香川県）

※6 ごみの種類 市町が分別収集しているごみについて、この節のデータの基礎となる一般廃棄物処理事業実態調査では、下記のような種類分けをしています。

可燃ごみ：焼却処理することを目的として収集されるもの。

不燃ごみ：焼却施設以外の中間処理施設にて処理する又は最終処分することを目的として収集されるもの。

資源ごみ：リサイクルすることを目的として収集されるもの。

その他ごみ：有害ごみや危険ごみ等で収集されるもの。

粗大ごみ：比較的大きなものとして上記とは別に収集されるもの。

総排出量のごみ収集形態による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の9割以上となっています。(図2)

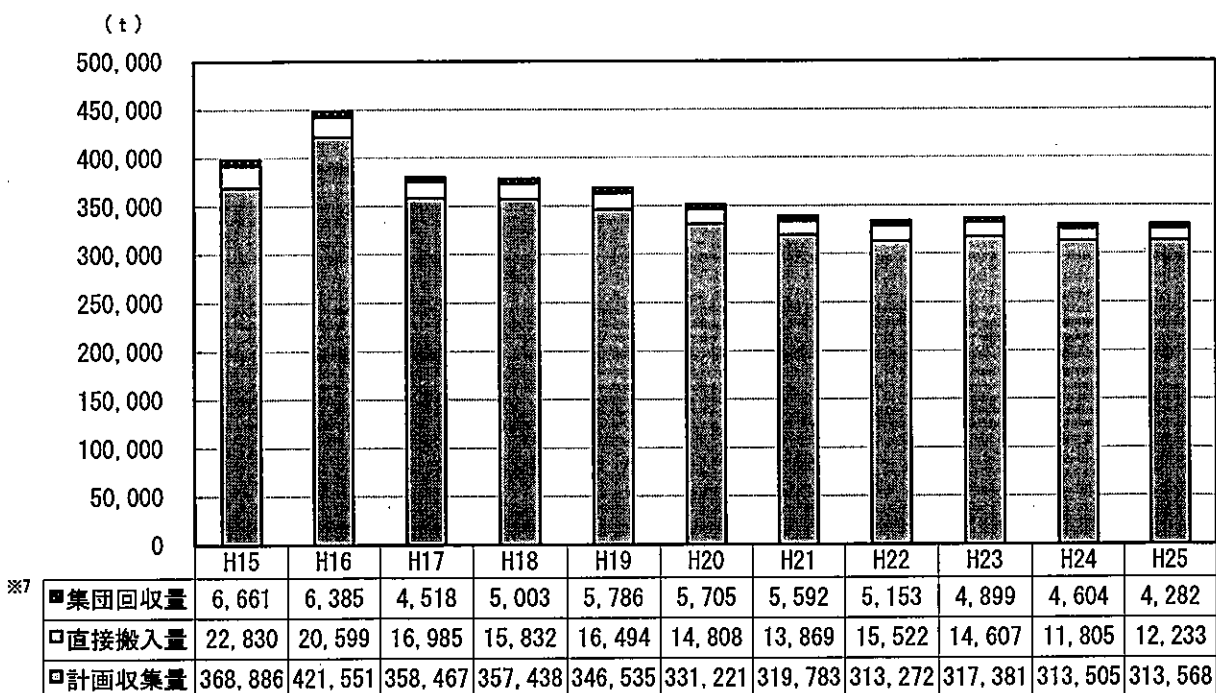


図2 収集形態別の内訳(香川県)

平成25年度の計画処理量(計画収集量+直接搬入量)32.6万トンのうち、家庭系ごみが22.8万トン(70.0%)、事業系ごみが9.8万トン(30.0%)となっています。生活系ごみは減少傾向にあります。事業系ごみは近年、横ばいとなっています。(図3)

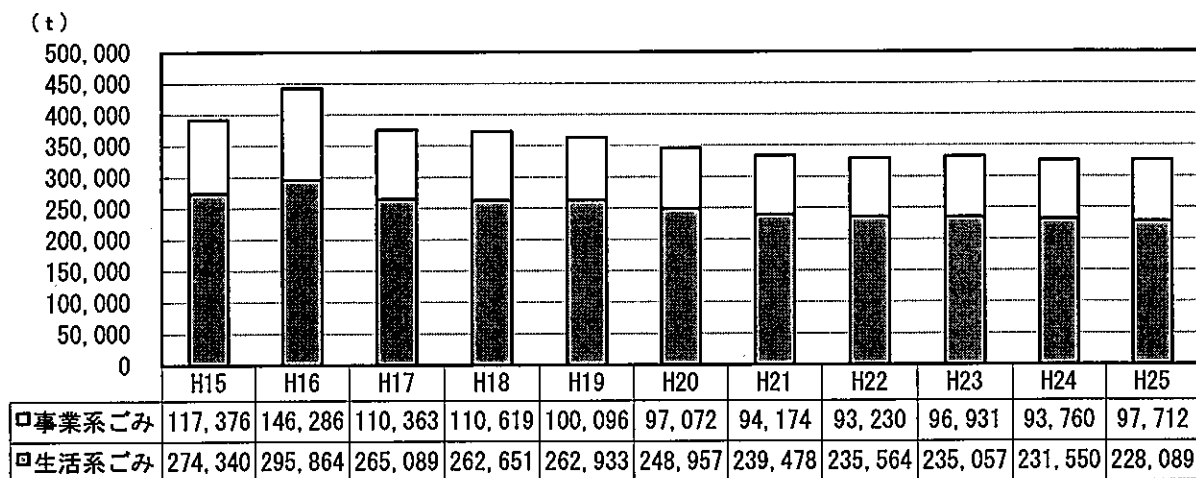


図3 排出区分別排出量の推移(香川県)

※7 集団回収量 市町の補助金等の交付などにより住民団体が収集したごみの量
 直接搬入量 (事業者などにより直接搬入されたごみの量)-(市町が収集を委託・許可した者から搬入されたごみの量)
 計画収集量 市町が収集したごみの量

1人1日当たりの排出量の推移は、平成25年度は895グラムであり、平成25年度の全国平均は958グラムで、本県は災害廃棄物の影響があった平成16年度を除き全国平均を下回っています。(図4)

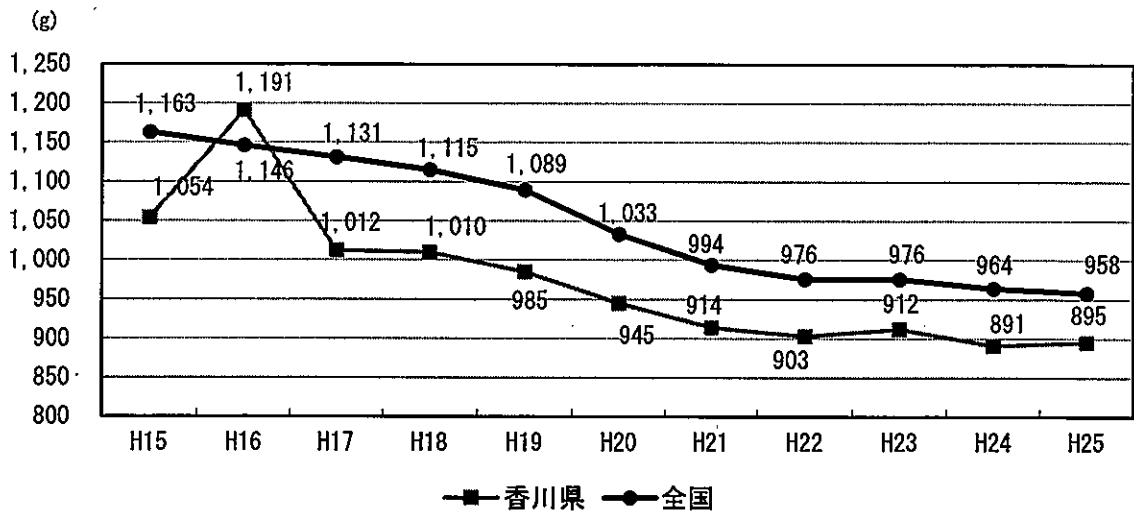


図4 1人1日当たりの排出量の推移 (全国・香川県)

平成25年度の計画収集量(総排出量のうち、市町が収集した量)31.4万トンのうち、可燃ごみが23.6万トンと全体の7.5割以上を占めています。(図5)

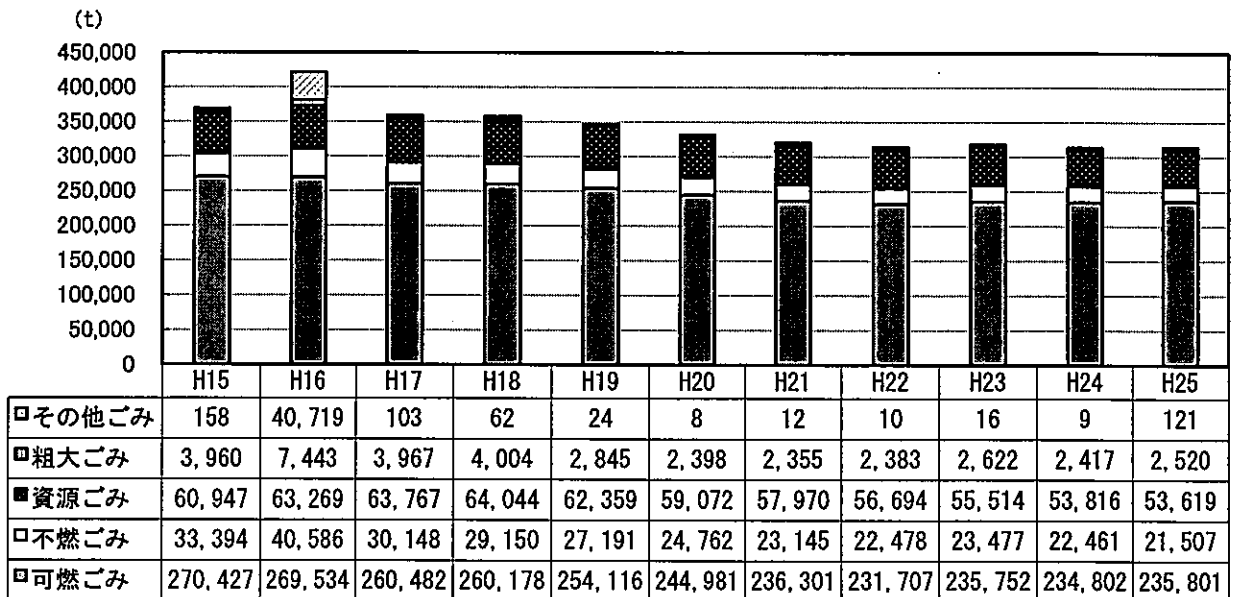


図5 ごみの種類別排出状況の推移 (香川県)

(2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルの状況は、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたこともあり、リサイクル率は平成17年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。

平成25年度のリサイクル率は20.1%で前年度と比較して0.2ポイント向上しました。平成25年度の全国平均は20.6%で本県は全国平均より低い値となっています。(図6)

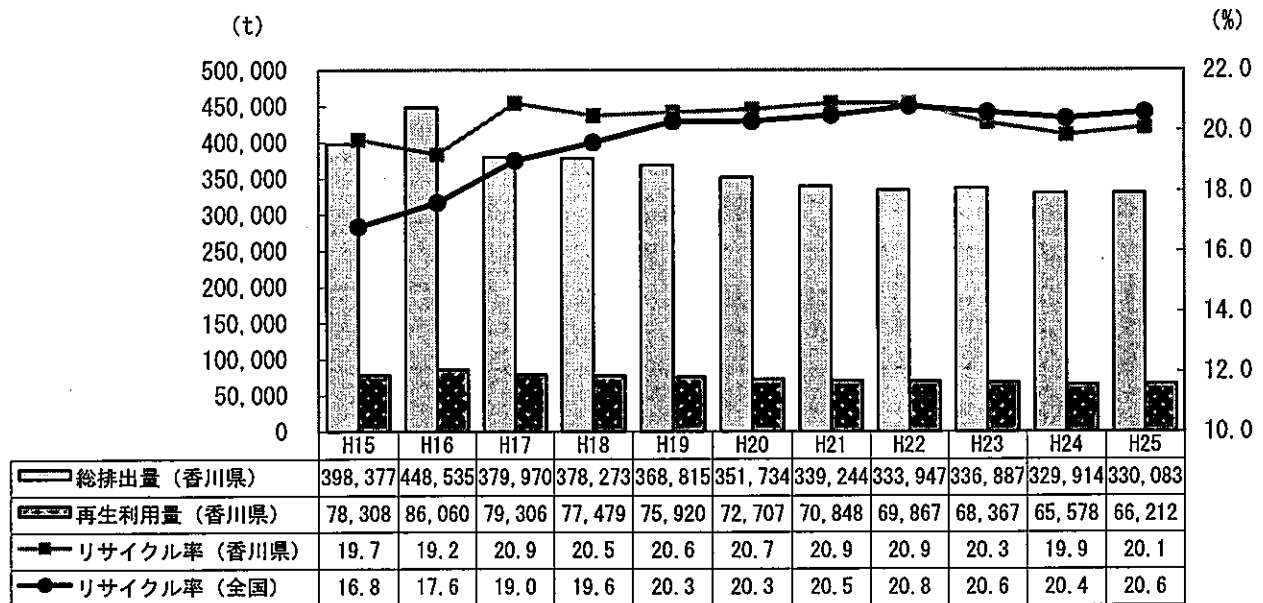


図6 再生利用量・リサイクル率の推移 (全国・香川県)

(3) 最終処分量の状況

最終処分量は減少傾向にあり、平成25年度は3.6万トンと前年度と比較して0.3万トン減少しました。

1人1日当たりの最終処分量は減少傾向にあり、近年は全国平均並みとなっています。(図7)

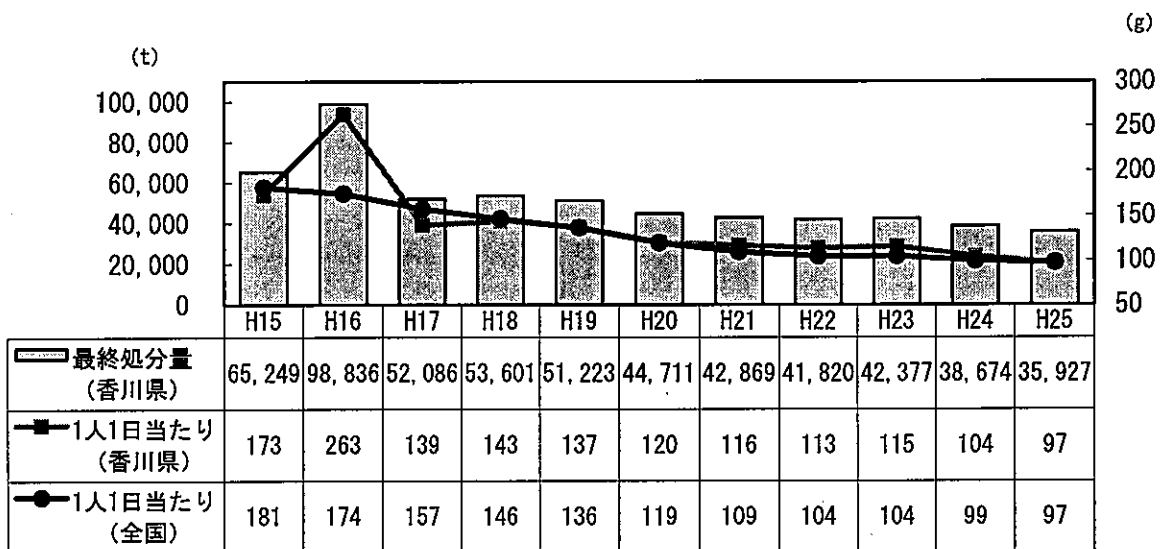
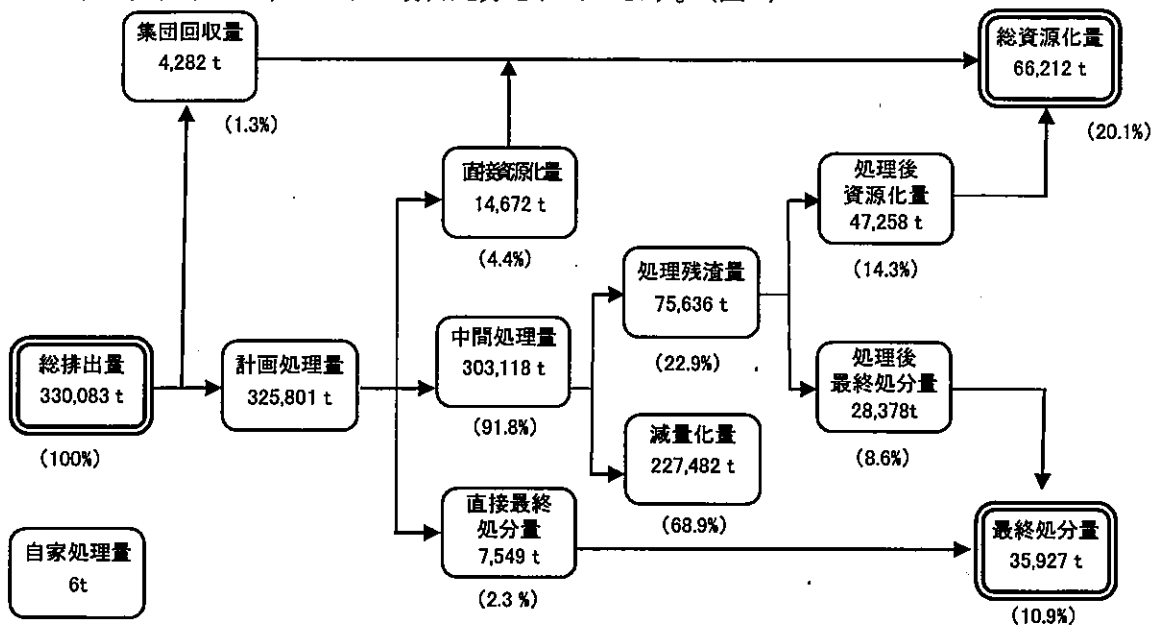


図7 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移 (全国・香川県)

(4) 処理の流れ

ごみ処理の流れは下記のとおりで、ごみ総排出量のうち、68.9%が焼却等の中間処理で減量化され、20.1%がリサイクル、10.9%が最終処分されています。(図8)



※ごみ総処理量＝直接資源化量＋中間処理量＋直接最終処分量であり、翌年度への繰り越しや、搬入時と処理時の計量器の違いなどにより、「計画処理量」とは一致しない。
 ※ () 内の数値はごみ総排出量に占める割合。
 ※数値は四捨五入してあるため合計値が一致しない場合がある。

図8 ごみ処理の流れ (香川県) (平成25年度)

(5) 市町別排出の状況

市町のごみの排出・処理状況の代表的な指標を比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることがわかります。

1人1日当たりのごみの排出量は、最大が1,600g、最少が447gと最大の自治体は最少の自治体の約3.5倍のごみを出していることとなります。(図9)

リサイクル率は、最大の自治体が30.9%、最小の自治体が8.8%となっています。(図10)

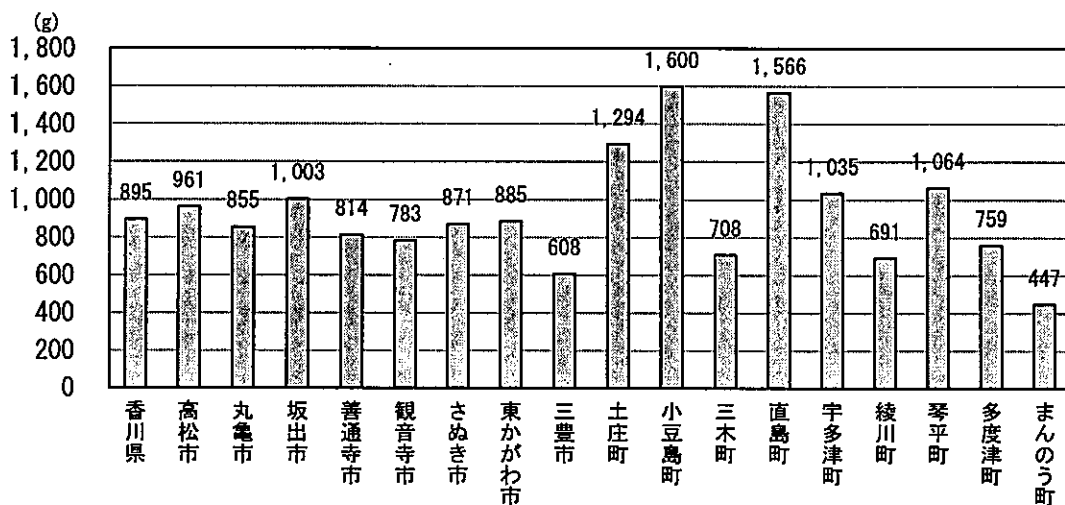


図9 1人当たり排出量 (市町) (平成25年度)

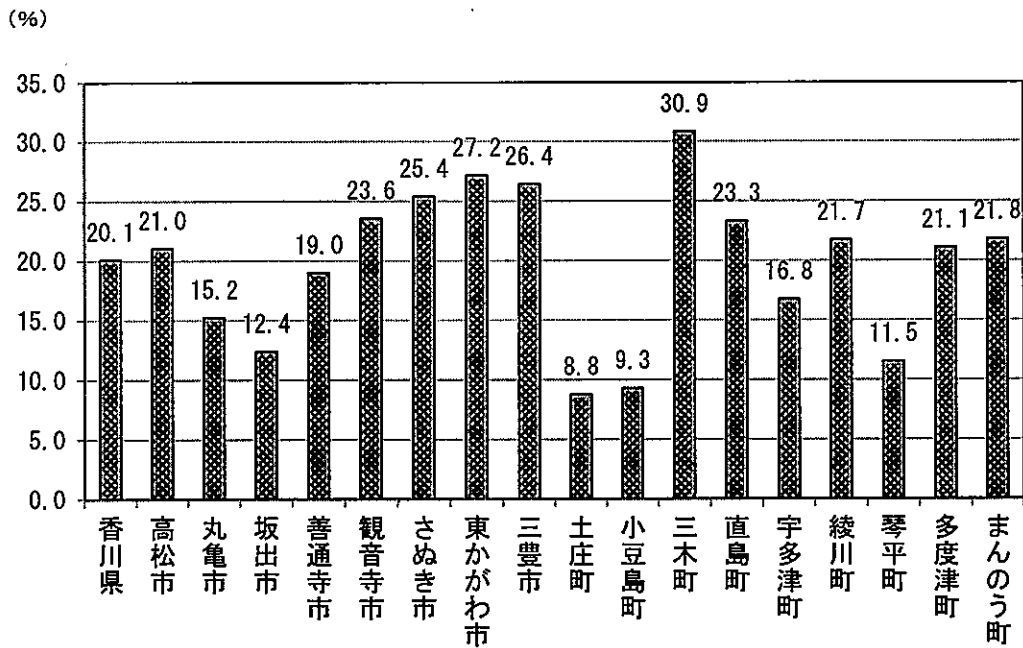


図10 リサイクル率(市町)(平成25年度)

(6) 処理施設の状況

本県の市町及び一部事務組合で設置している一般廃棄物処理施設の状況は、平成25年度末現在で、焼却・溶融施設が7施設(合計処理能力:1,340トン/日)、再生利用施設が12施設(合計処理能力:204.7トン/日)、最終処分場が11施設(残余容量:592千立方メートル、残余年数:15.8年)などとなっています。(図11)

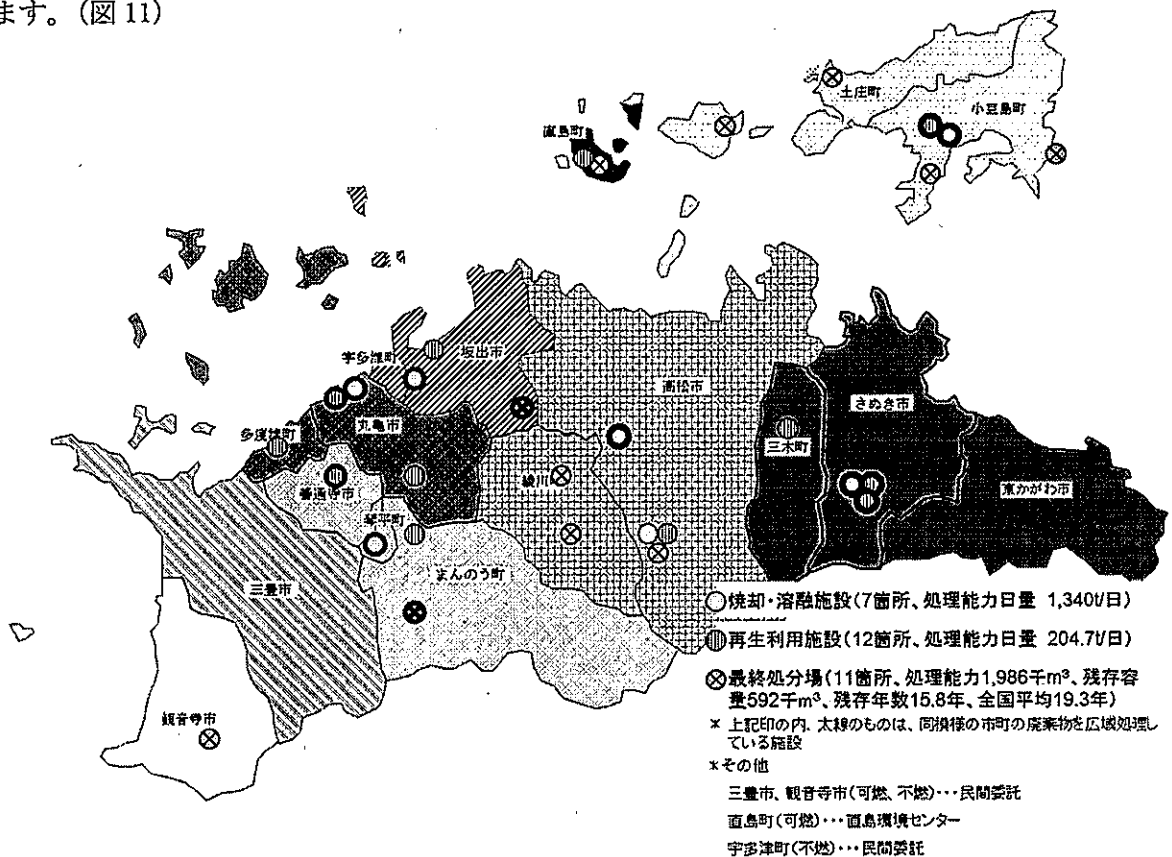


図11 市町等の処理施設の状況

(7) 広域処理計画

ごみの効率的かつ安定的な適正処理のため、平成11年3月に香川県ごみ処理広域化計画を作成し、県内を5ブロックに分けて、各ブロックにおける施設集約化、ダイオキシン類対策などの基本方針を示しており、施設の整備・更新時にこの計画による広域化に向けた検討を行うこととしています。(図12)

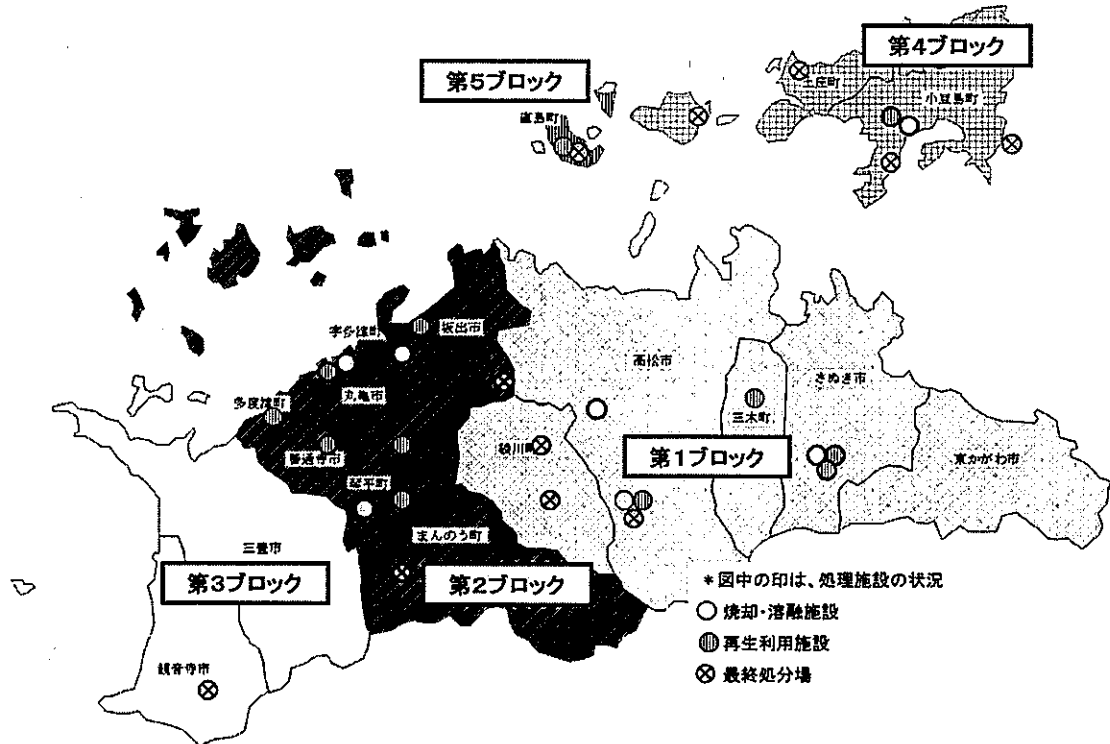


図12 ごみ処理広域化ブロック割図

(8) ごみ処理事業経費

1人当たりのごみ処理経費は、平成25年度は12,600円で、ここ数年横ばいで推移しています。全国平均を下回っていますが、引き続き経費削減に努めることが求められています。(図13)

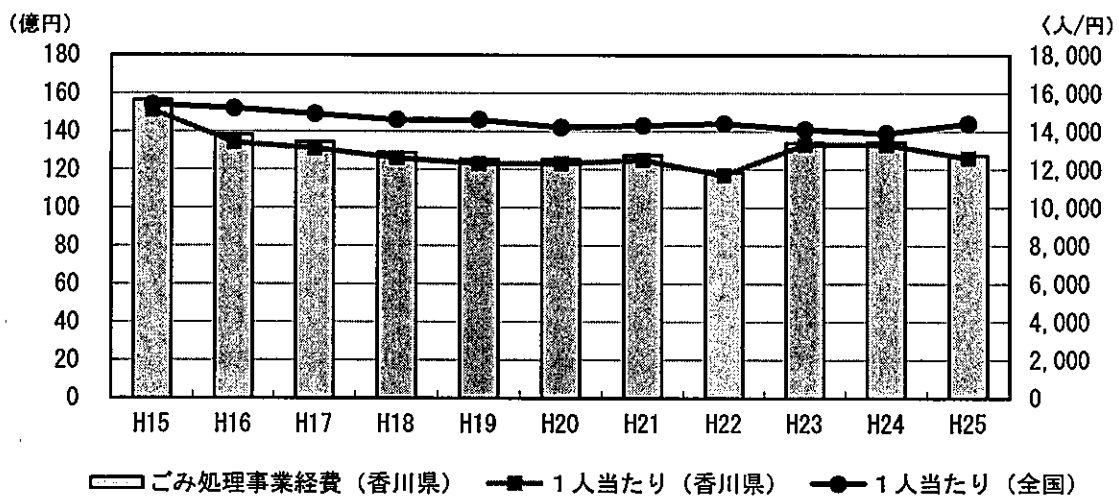


図13 ごみ処理事業経費の推移 (全国・香川県)

2 産業廃棄物

(1) 排出状況

近年における本県の産業廃棄物の総排出量は、平成 16 年度の 271.0 万トン进行ピークに減少傾向となりましたが、平成 21 年度以降は、微増傾向にあります。(図 14)

平成 25 年度の産業廃棄物の総排出量は 243.6 万トンでした。種類別排出状況は、最も多いものが、がれき類 96.5 万トン (39.6%) であり、次いで動物のふん尿が 61.0 万トン (25.0%)、汚泥が 52.6 万トン (21.6%) となっており、この 3 種類で排出量全体の 86.2% を占めています。(図 15)

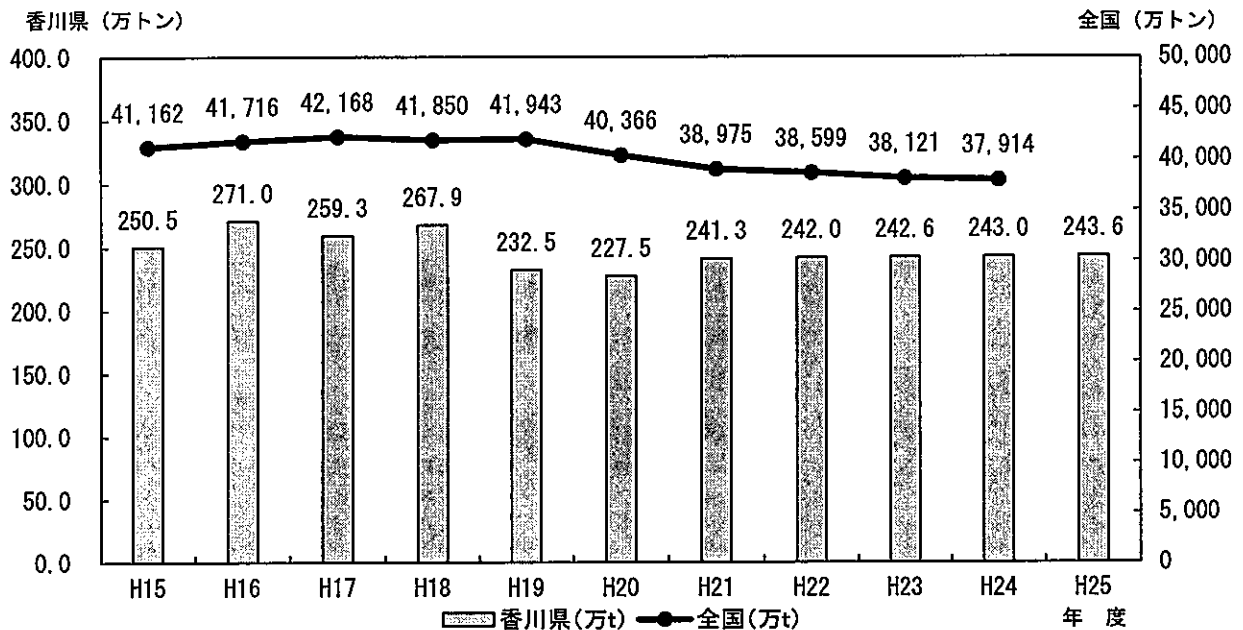
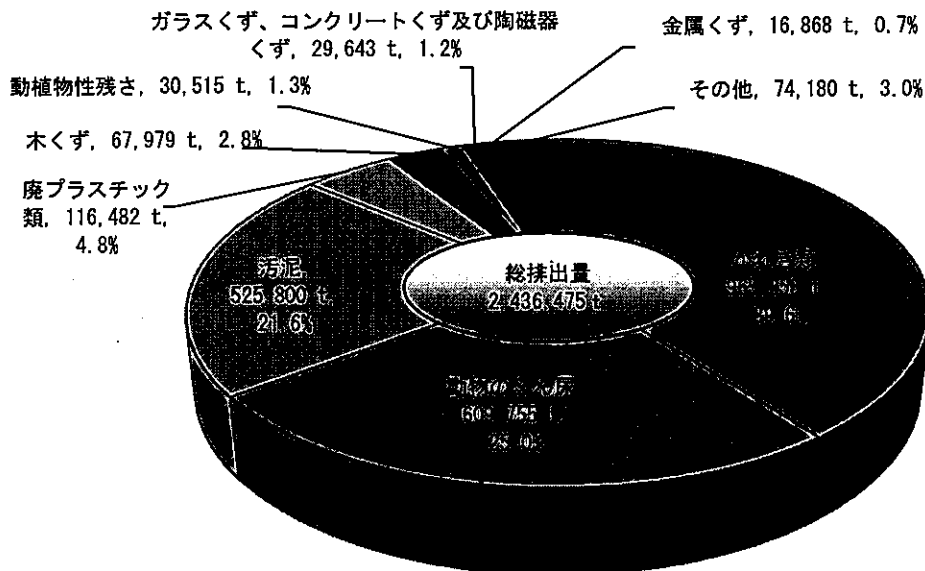


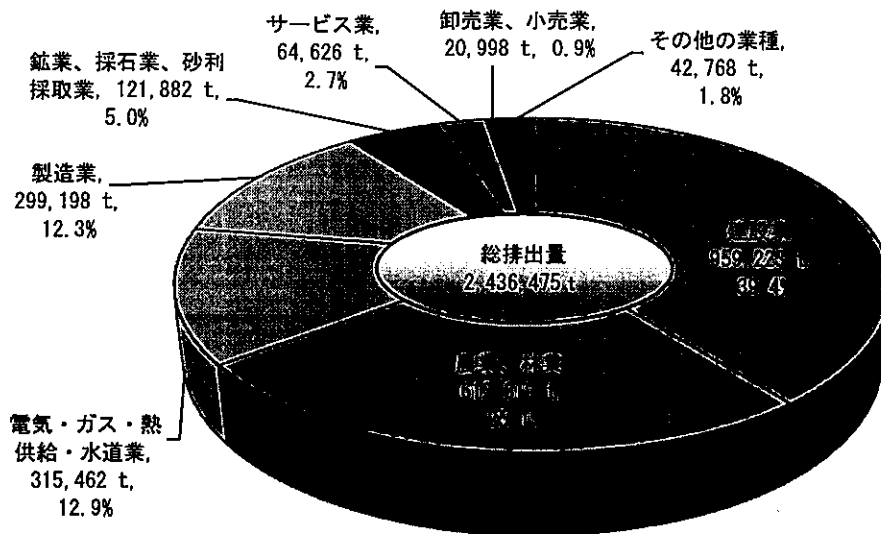
図 14 産業廃棄物の総排出量の推移 (全国・香川県)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 15 産業廃棄物の種類別排出量 (香川県) (平成 25 年度)

平成 25 年度の業種別排出量は、建設業 95.9 万トン (39.4%) が最も多く、次いで、農業、林業 61.2 万トン (25.1%)、電気・ガス・熱供給・水道業 31.5 万トン (12.9%) などとなっています。(図 16)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 16 産業廃棄物の業種別排出量 (香川県) (平成 25 年度)

(2) 景気動向の影響

産業廃棄物の総排出量を香川県景気動向指数^{※8} (CI:一致指数) と対比すると、平成 19 年 12 月までの拡張期は、ピーク時には 271.0 万トン (平成 16 年度) と産業廃棄物の総排出量が比較的多い状況で推移していましたが、平成 19 年 12 月から平成 21 年 6 月にかけての後退期にはリーマンショックの影響もあいまって、総排出量は 227.5 万トン (平成 20 年度) まで減少しました。

その後、平成 21 年 6 月からの拡張期には、増加傾向に転じ、ここ数年は 240 万トン台を微増傾向で推移しています。

このように、産業廃棄物は事業活動に伴って発生・排出されることから、その総排出量は、景気動向に左右される傾向があります。(図 17)

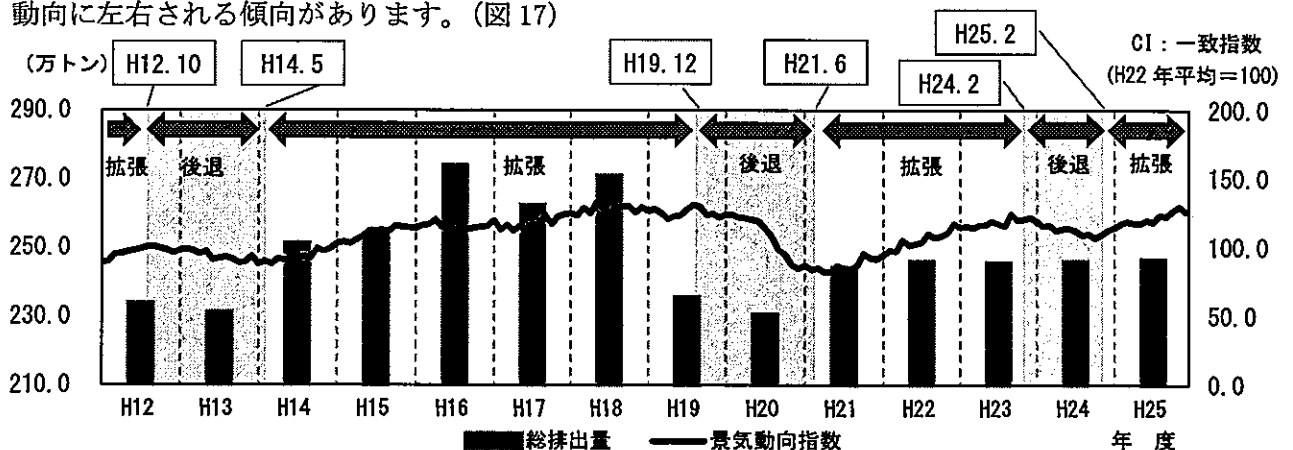


図 17 産業廃棄物の総排出量と景気動向 (香川県)

※8 香川県統計調査課調べ。景気動向指数は、生産、雇用などの様々な経済活動の指標の動きを統合し、景気の現状把握や将来予測のために作成された総合的な景気指標です。CI (Composite Index) は採用した指標の変化率を合成したもので、上昇していれば景気は拡張局面、低下していれば景気は後退局面にあるとみられ、景気変動の大きさやテンポ (量感) を測定するために用います。CI には、景気に対して数ヶ月程度先行して動く先行指数 (Leading Index)、ほぼ一致して動く一致指数 (Coincident Index)、半年から 1 年程度遅れて動く遅行指数 (Lagging Index) の 3 つの指数があります。

(3) リサイクルの状況

平成 25 年度の再生利用量は 170.7 万トンで、総排出量に占める割合（リサイクル率）は、リサイクル技術の普及や建設リサイクル法の施行などにより、近年は概ね増加傾向にあります。（図 18）

平成 25 年度には、リサイクル率が 70.1%となり、前計画の目標値である 70%（目標年度：平成 27 年度）を達成しています。（図 18）

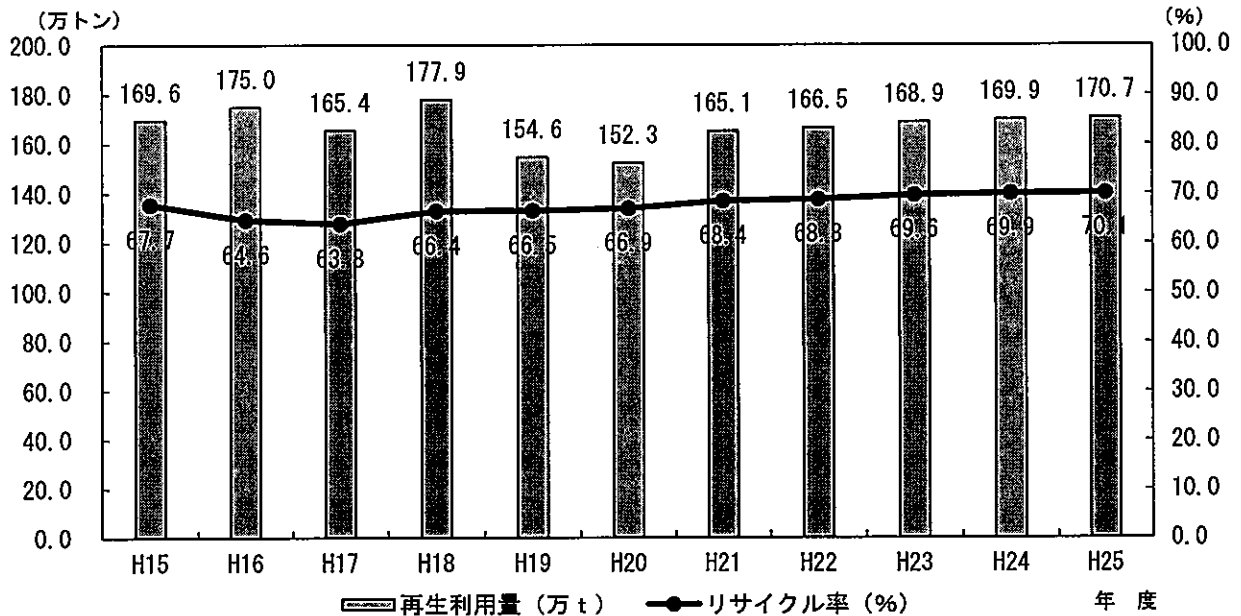
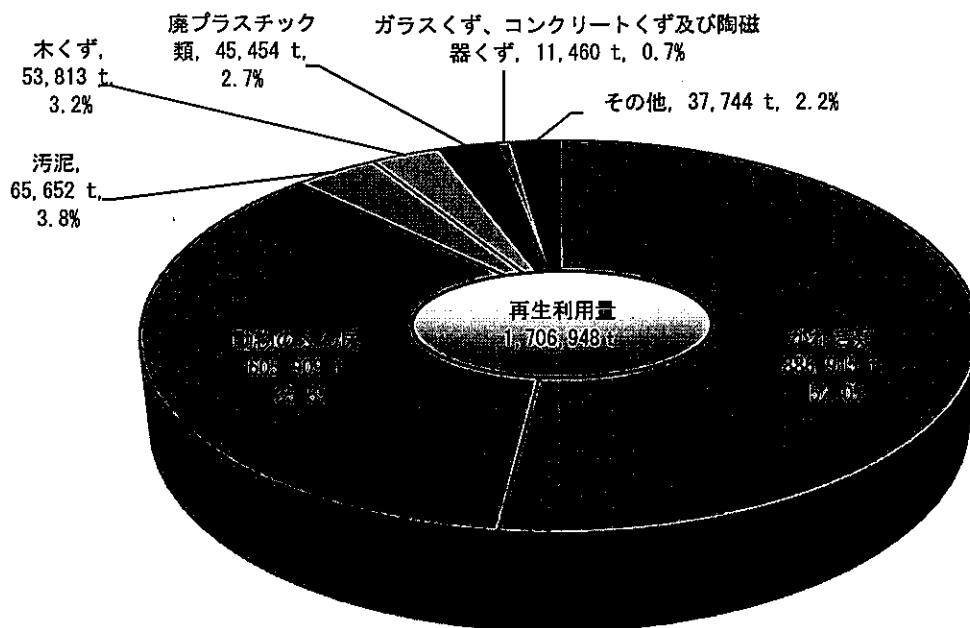


図 18 産業廃棄物の再生利用量とリサイクル率の推移（香川県）

平成 25 年度の種別別再生利用量は、がれき類 88.7 万トン（52.0%）が最も多く、次いで、動物のふん尿 60.6 万トン（35.5%）、汚泥 6.6 万トン（3.8%）などとなっています。（図 19）



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 19 産業廃棄物の種別別再生利用量（香川県）（平成 25 年度）

(4) 最終処分の状況

最終処分量は再生利用量と密接に関係しており、再生利用量の増加等に伴い減少する傾向にあります。平成 20 年度以降は、再生利用量の増加に伴って最終処分量は減少し、平成 25 年度には 18.1 万トンとなっています。(図 20)

平成 24 年度以降は、前計画の目標値である 20 万トン(目標年度：平成 27 年度)を達成しています。

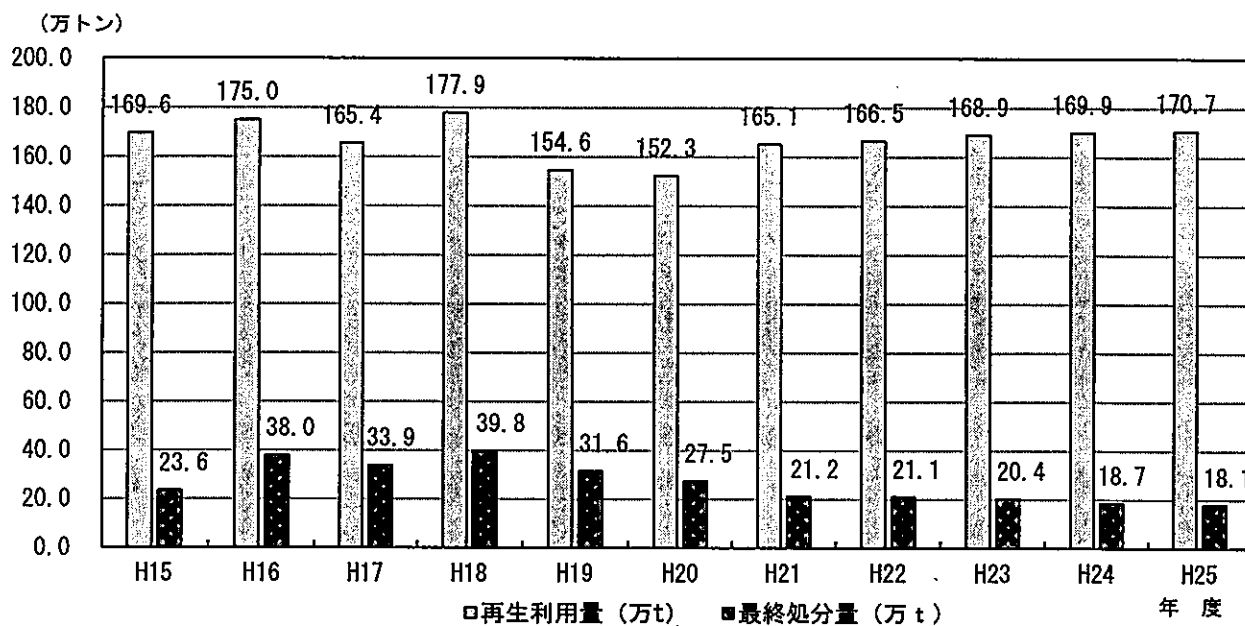
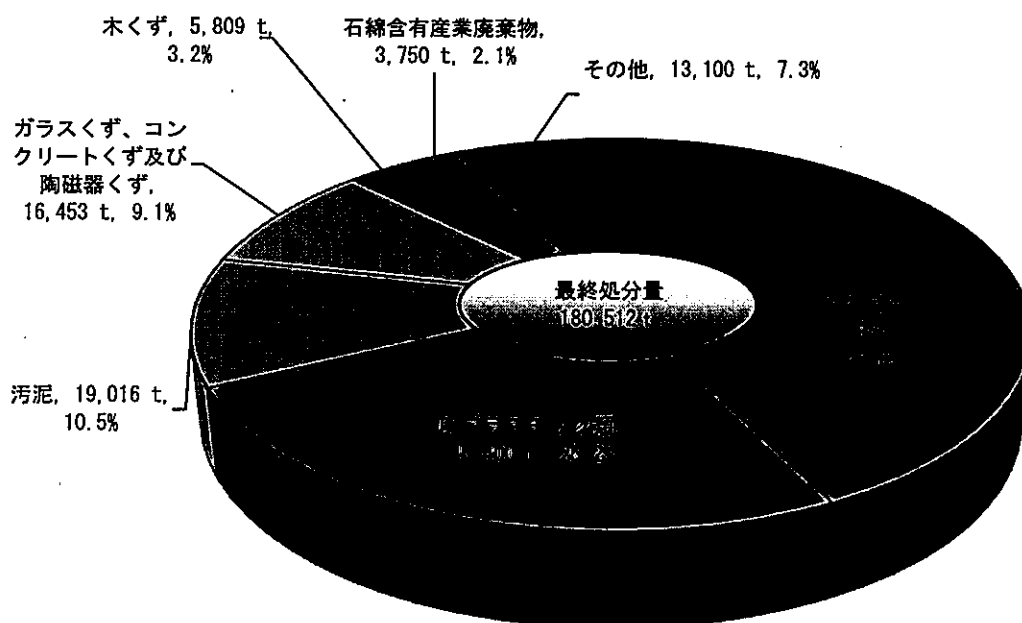


図 20 産業廃棄物の再生利用量と最終処分量の推移(香川県)

平成 25 年度の種別最終処分量は、がれき類 7.7 万トン(42.6%)が最も多く、次いで、廃プラスチック類 4.5 万トン(25.2%)、汚泥 1.9 万トン(10.5%)などとなっています。(図 21)

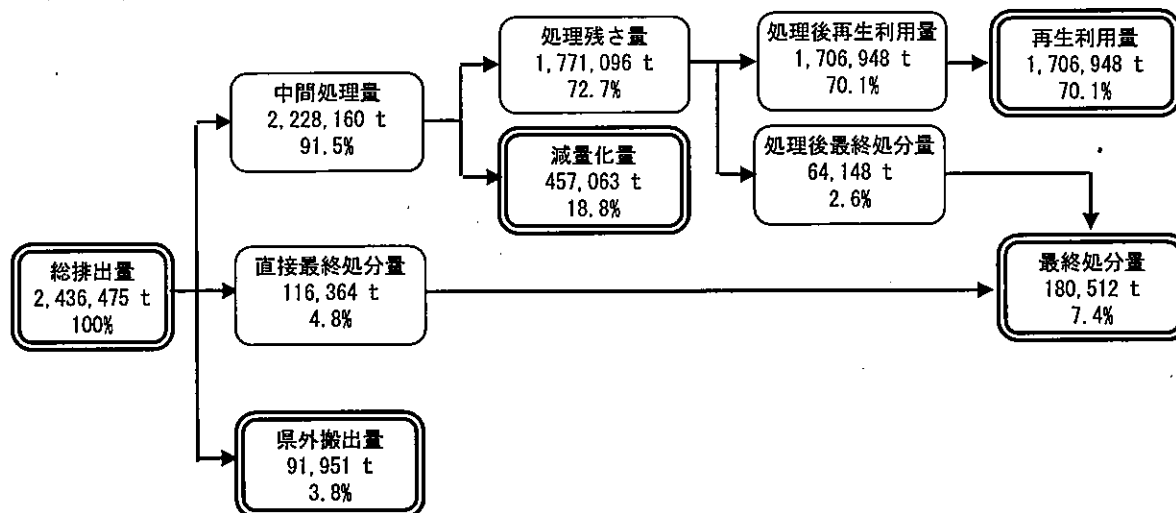


注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 21 産業廃棄物の種別最終処分量(香川県)(平成 25 年度)

(5) 処理の流れ

平成 25 年度は総排出量のうち 18.8%が焼却等の中間処理で減量化され、70.1%がリサイクル、7.4%が最終処分されています。(図 22)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
 図 22 産業廃棄物の処理状況 (香川県) (平成 25 年度)

(6) 処理施設の状況

排出事業者、処理業者、公共で設置している産業廃棄物処理施設 (香川県知事又は高松市長の設置許可対象施設) の設置状況は、表 1 のとおりです。

平成 26 年 3 月末現在の最終処分場の残余容量は 258.4 万立方メートル、残余年数は 14.3 年です。

【平成 27 年 3 月 31 日現在】

処理施設の種類の		高松市	高松市以外	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	14	22	36
	汚泥の乾燥施設	0	1	1
	汚泥の焼却施設	1	1	2
	廃油の油水分離施設	0	1	1
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	1
	廃プラスチック類の破碎施設	3	18	21
	廃プラスチック類の焼却施設	3	2	5
	汚泥のコンクリート固形化施設	0	1	1
	産業廃棄物の焼却施設	3	17	20
	木くずの破碎施設	11	29	40
	がれき類の破碎施設	14	49	63
	小計	49	142	191
最終処分場 (海面埋立を含む)	安定型 (埋立中のもの)	2	12	14
	管理型 (埋立中のもの)	1	8	9
	小計	3	20	23
合計		52	162	214

表 1 県内の産業廃棄物処理施設の設置状況

(7) 処理業者の状況

平成 27 年 3 月末現在の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理業の許可状況は、表 2 のとおりです。

【平成 27 年 3 月 31 日現在】

	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	高松市	高松市以外	高松市	高松市以外
収集運搬	157	1,634	13	171
中間処理のみ	48	96	3	5
最終処分のみ	2	5	0	1
中間処理及び 最終処分	1	7	0	1
計	208	1,742	16	178

表 2 県内の産業廃棄物処理業者の状況

(8) 広域移動の状況

平成 25 年度において県外から県内に搬入された量は 11.7 万トン、県内から県外に搬出された量は、9.2 万トンです。県外からの搬入については、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例に基づき、循環利用のために持ち込まれる廃棄物の増加により、平成 15 年度以降増えてきましたが、平成 19 年度の 25.1 万トンをピークに減少しています。(図 23)

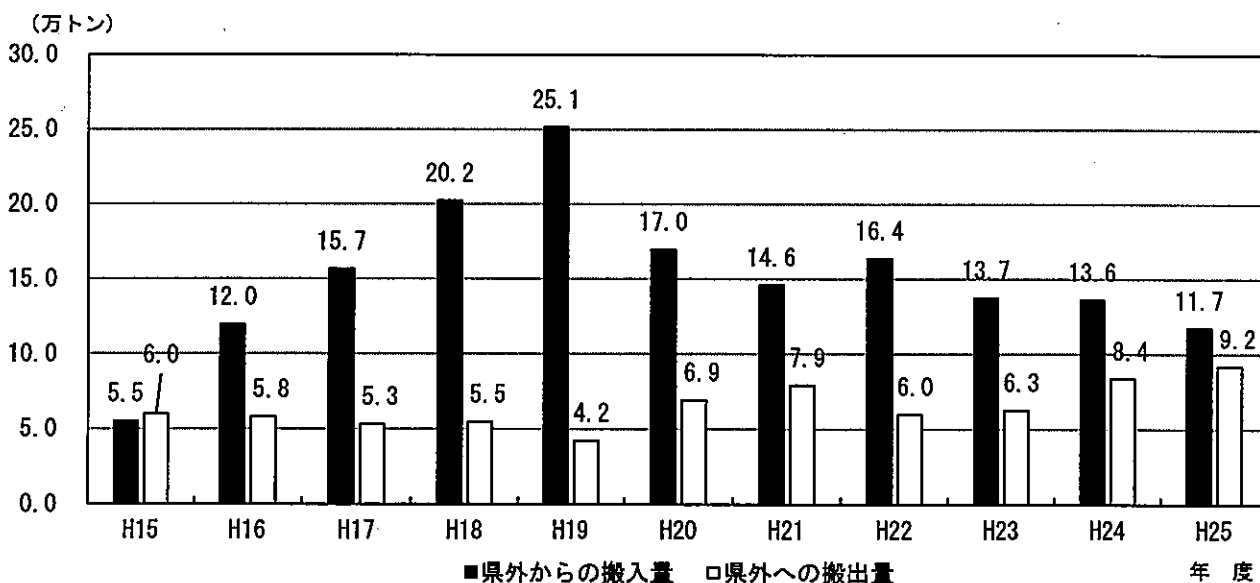
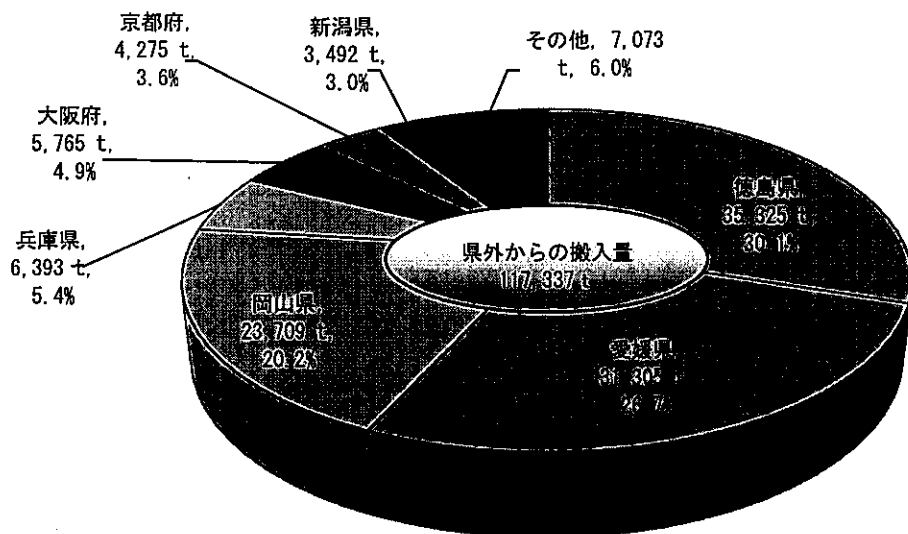


図 23 広域移動の状況

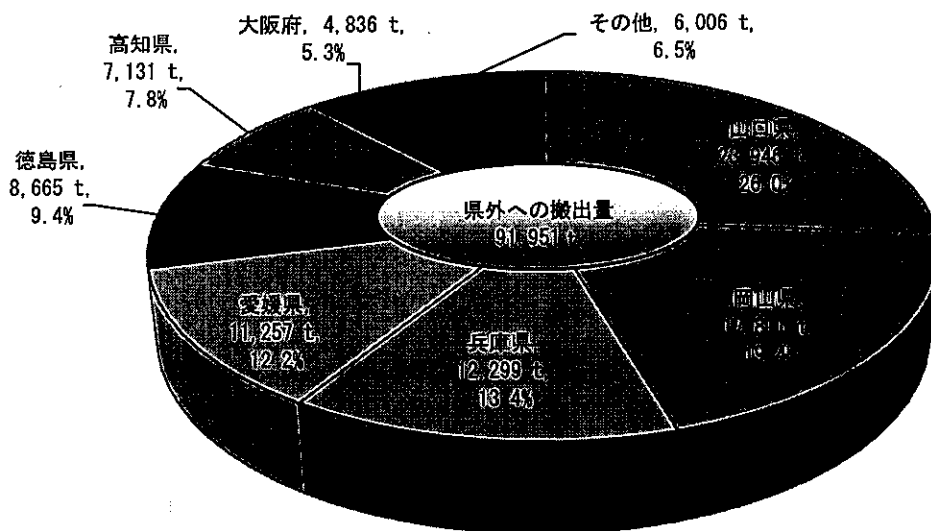
平成 25 年度は、26 都府県から県内へ搬入されています。都府県別に見ると、搬入量が最も多いのは、徳島県 3.5 万トン (30.1%)、次いで、愛媛県 3.1 万トン (26.7%)、岡山県 2.4 万トン (20.2%)、兵庫県 0.6 万トン (5.4%)、大阪府 0.6 万トン (4.9%) でした。(図 24)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 24 搬入元別 (県外⇒香川県) (平成 25 年度)

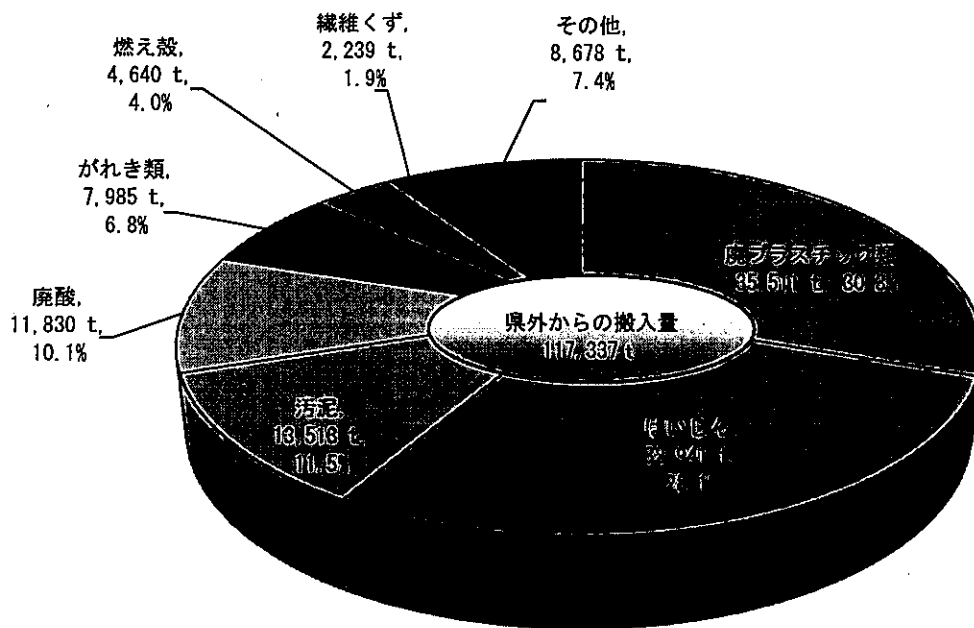
反対に県内からは県外への搬出は、23 都道府県へ搬出されています。搬出量が最も多いのは、山口県 2.4 万トン (26.0%)、次いで、岡山県 1.8 万トン (19.4%)、兵庫県 1.2 万トン (13.4%)、愛媛県 1.1 万トン (12.2%) でした。(図 25)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 25 搬出先別 (香川県⇒県外) (平成 25 年)

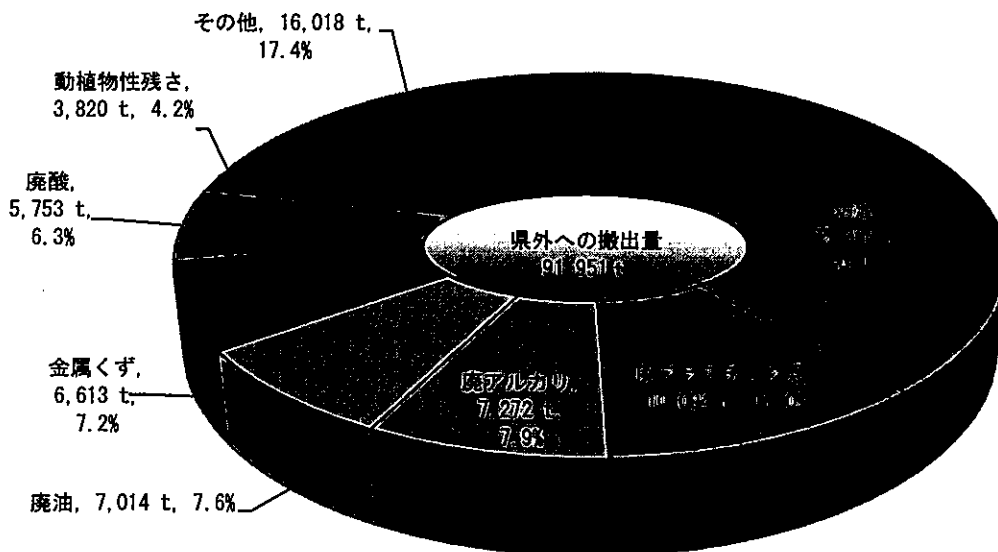
平成 25 年度の種別搬入及び搬出の状況は、搬入種別では、廃プラスチック類及びびいじんで全体の 58.3%を占めています。(図 26)



注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 26 搬入種別 (県外⇒香川県) (平成 25 年度)

搬出種別では、汚泥の占める割合が高く全体の 38.5%を占めています。(図 27)



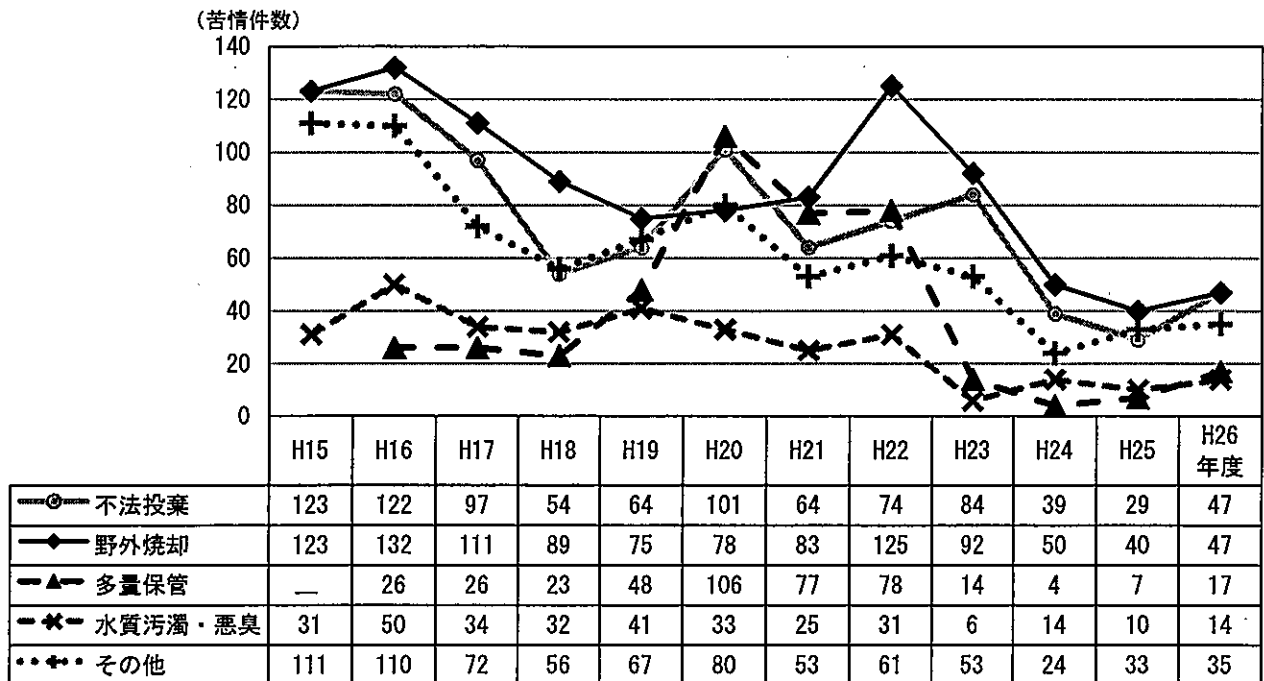
注) 各項目は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図 27 搬出種別 (香川県⇒県外) (平成 25 年)

3 廃棄物に関する苦情

(1) 苦情の件数

平成 15 年度には、不法投棄、野外焼却とも年間 123 件の苦情が寄せられましたが、平成 26 年度には不法投棄、野外焼却とも 47 件と苦情の件数は減少しています。しかしながら、依然として後を絶たない状況です。(図 28)



平成 15 年度は「多量保管」としてカウントしていない(「その他」に包含)。

図 28 廃棄物に関する苦情件数の推移(香川県)

第2節 将来推計

1. 一般廃棄物

平成32年度までのごみの総排出量の予測は、減量化等の施策が現状のままで推移した場合について、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省調査）による本県構成市町ごとの過去10年間の実績値（平成16年度以降にごみの有料化を実施した市町に関しては有料化実施年度以降の実績を対象とし、災害等特殊要因がある場合は、対象外としている。）を基に、将来推計の手法であるトレンド推計方式により行いました。

(1) 総排出量

ごみの総排出量は、近年、減少傾向にあり、発生抑制意識の高まりや人口減少などが今後も続くことにより減少すると予測しています。計画期間の最終年度である平成32年度には、総排出量は29.5万トン（図29）、1人1日当たりの排出量は834グラム（図30）になると予測しています。

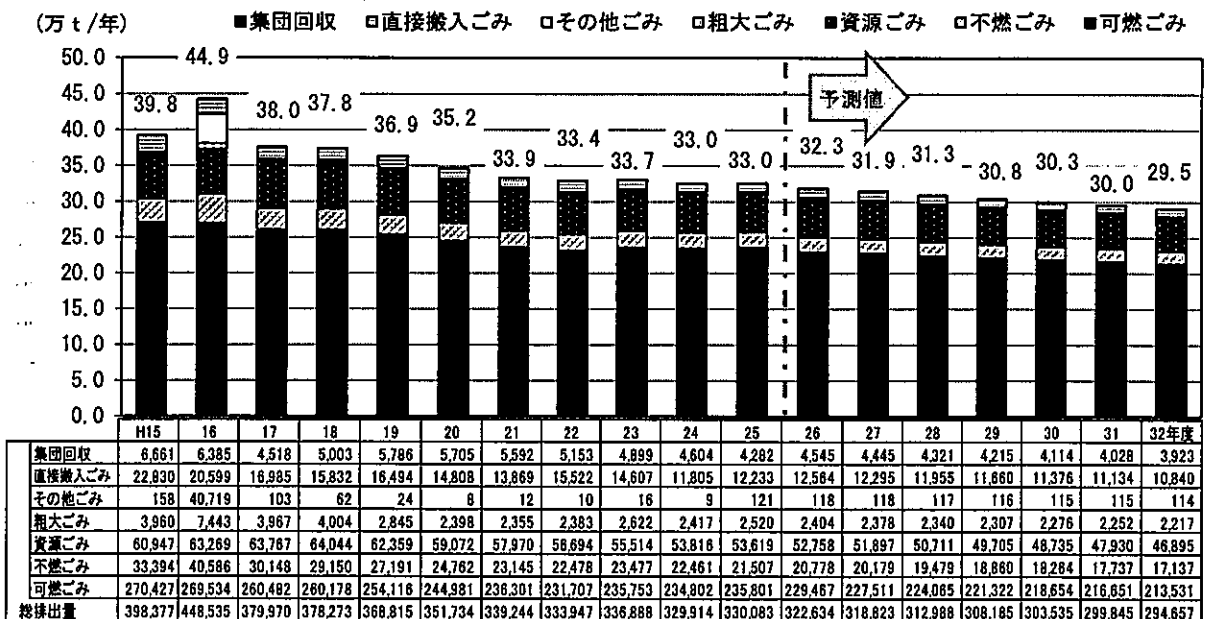


図29 ごみ総排出量の将来予測（香川県）

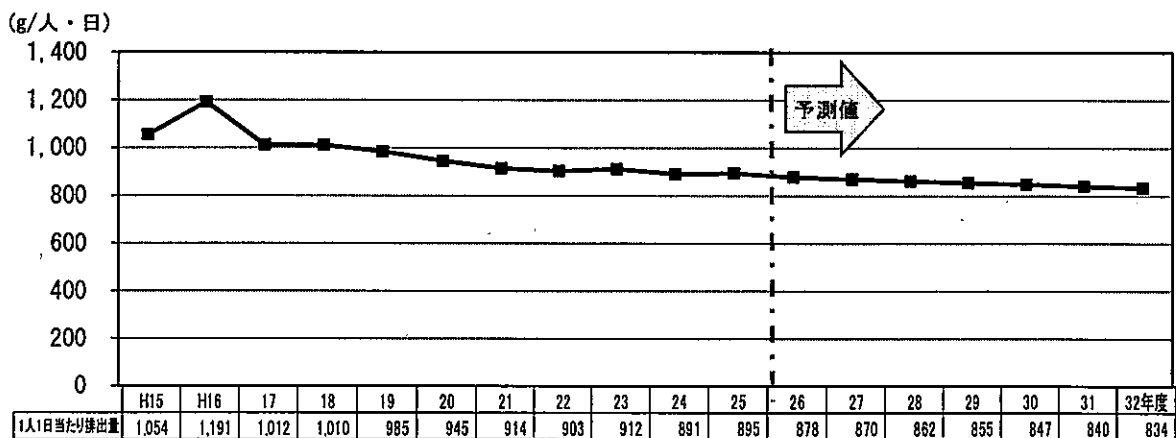


図30 1人1日当たりごみ排出量の将来予測（香川県）

2. 産業廃棄物

平成 32 年度までの産業廃棄物の総排出量は、過去の業種毎の活動量指標（製造品出荷額等や元請完成工事高など）のトレンドについて統計学的手法を用いた時系列解析を行うことで将来の活動量指標の伸び率を得て、その伸び率を基準年度（平成 25 年度）の業種毎排出量に乗じることで推計しました。

(1) 総排出量

産業廃棄物の総排出量は、建設業及び製造業については増加、農業及び電気・水道業系については減少しますが、全体としては緩やかに増加することが見込まれ、平成 32 年度の総排出量は、245.4 万トンと予想されます。（図 31）

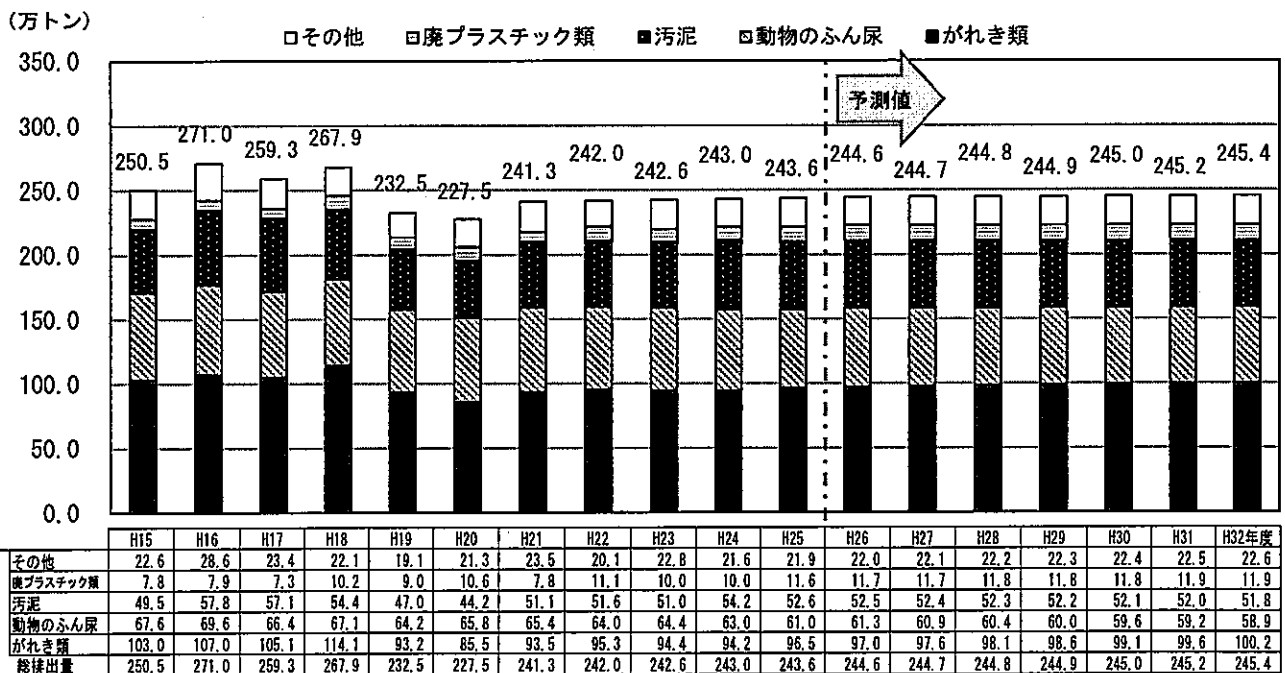


図 31 産業廃棄物総排出量の将来予測（香川県）

第3章 県民の意識（県政世論調査から）

1 調査の概要

（1）目的

県政の諸問題について、県民の意見や要望等を把握し、今後の施策の立案に際しての基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査方法

調査地域 香川県全域

調査対象 満20歳以上の県民

標本数 3,000

抽出方法 層化二段無作為抽出法

調査法 郵送法

調査時期 平成26年6月10日 から 平成26年7月1日 まで

（3）調査項目

- 行政の環境への取組み（満足度・重要度）＜10項目＞
- 環境に配慮した日常生活の行動（資源の有効利用・廃棄物の適正処理）＜4項目＞
- 行政に期待する取組み（ごみの減量化・リサイクル推進のための取組み）＜8項目＞
- 環境施策に関する要望

（4）回答結果

回答率 50.7%（回答者数：1,522人 ＜男性：616人、女性：858人、不明：48人＞）

2. 調査の結果

(1) 行政の環境への取組み

① 現在の満足度

「満足」又は「やや満足」は、『ゴミの分別、リサイクル対策』が最多の54.6%であり、『廃棄物の不法投棄対策』は20.4%（8番目）でした。

一方、「不満」又は「やや不満」は、『廃棄物の不法投棄対策』が最多の39.0%であり、不満度の高さが他の項目と比較しても突出しています。なお、『ゴミの分別、リサイクル対策』は13.6%（7番目）でした。（図32）

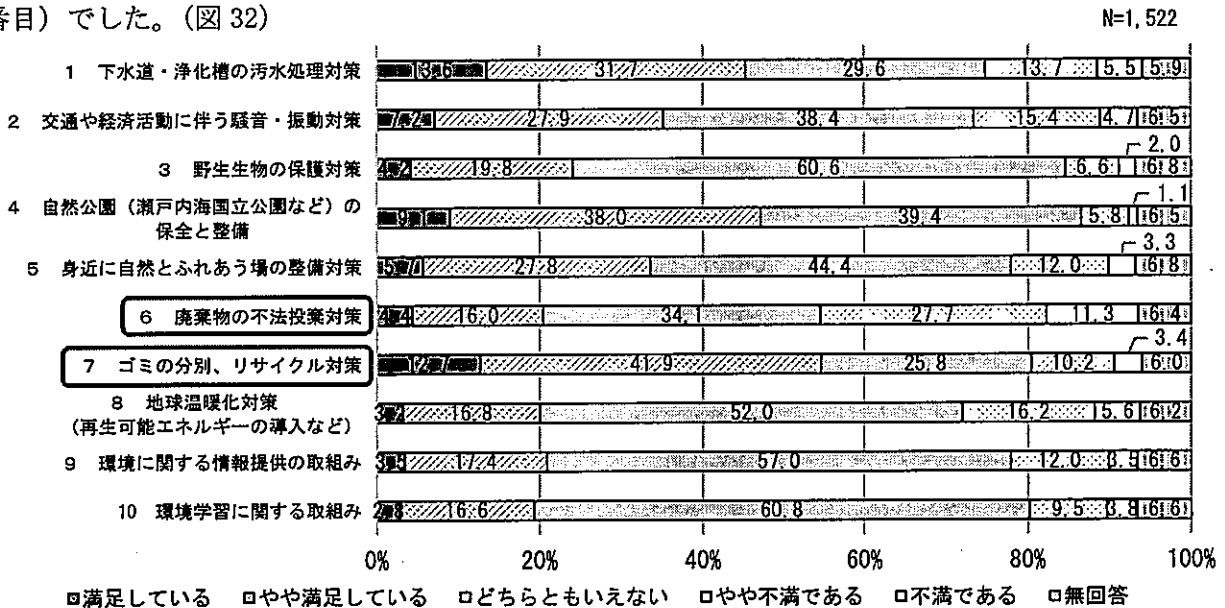


図32 現在の満足度

② 将来の重要度

「とても重要」又は「まあ重要」と回答した項目は、『廃棄物の不法投棄対策』が最多の81.5%であり、『ゴミの分別、リサイクル対策』が2番目の80.7%でした。（図33）

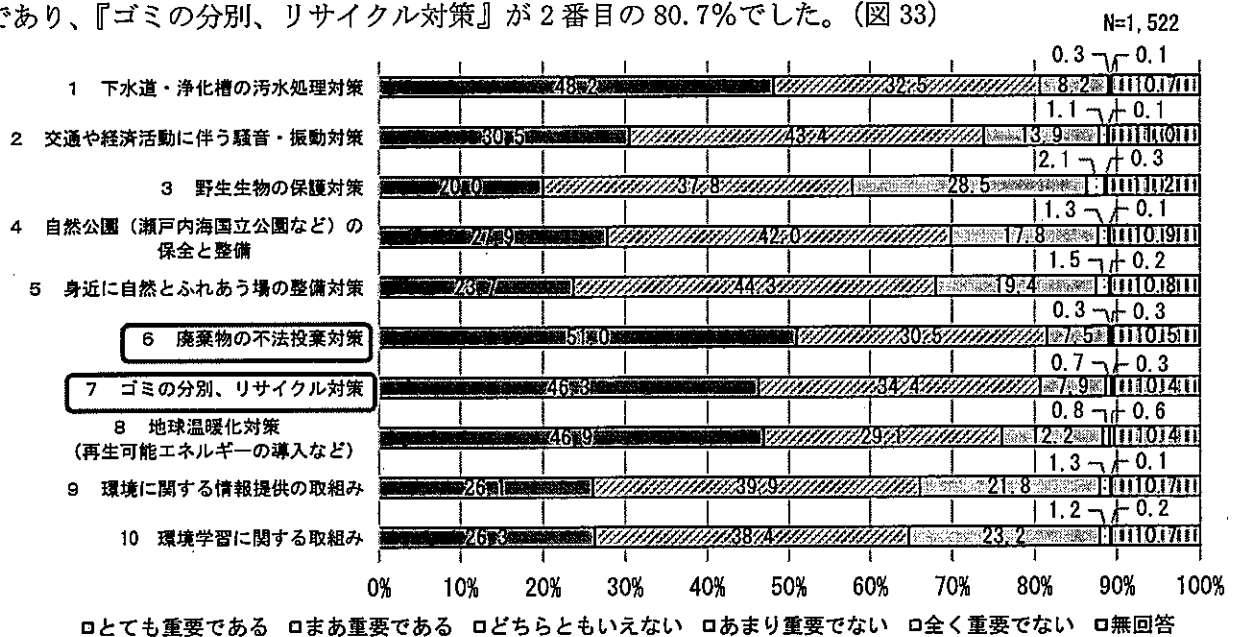


図33 将来の重要度

(2) 環境に配慮した日常生活の行動（資源の有効利用・廃棄物の適正処理）

「いつも行っている」又は「ときどき行っている」は、『ゴミを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない。』が最も多く 92.7%でした。次いで、『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している。』が 92.5%（2番目）、『買い物ときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らすようにしている。』が 65.5%（3番目）、『リサイクルショップやフリーマーケットを活用するなど、再利用に努めている。』が 34.4%（4番目）の順となっています。（図 34）

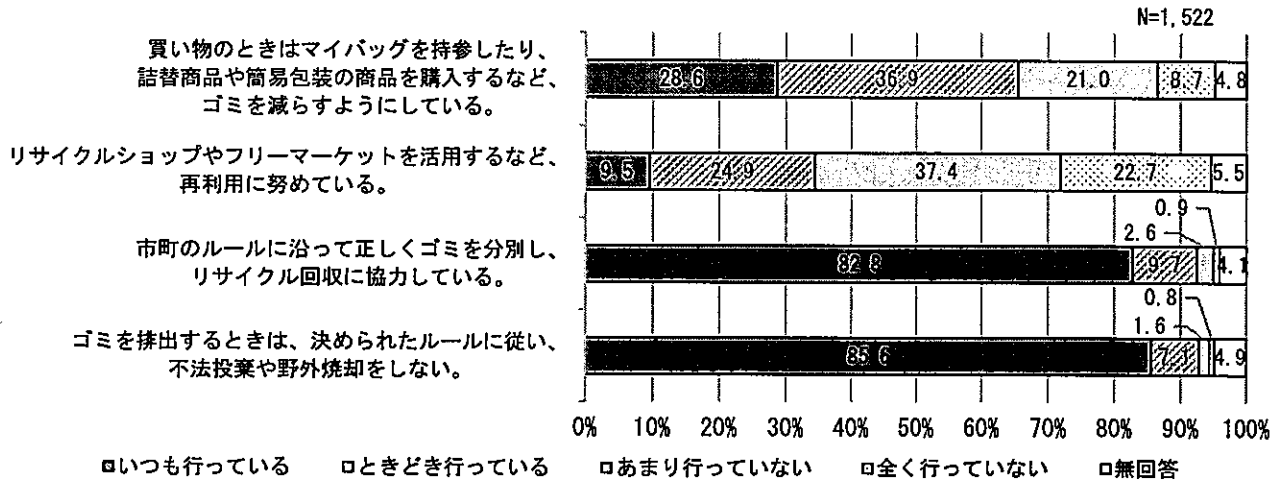


図 34 日常生活での取り組み状況

(3) 行政に期待する取組み（ごみの減量化・リサイクルの推進のための取組み）

ごみの減量化・リサイクルの推進のための効果的な取組みは、上位から『市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し（可燃ごみから資源ごみへの変更など）（727人・47.8%）』、『学校や地域での環境学習の充実（684人・44.9%）』、『スーパーでの買い物袋持参の協力の呼びかけや包装の簡素化（664人・43.6%）』という結果になりました。（図 35）

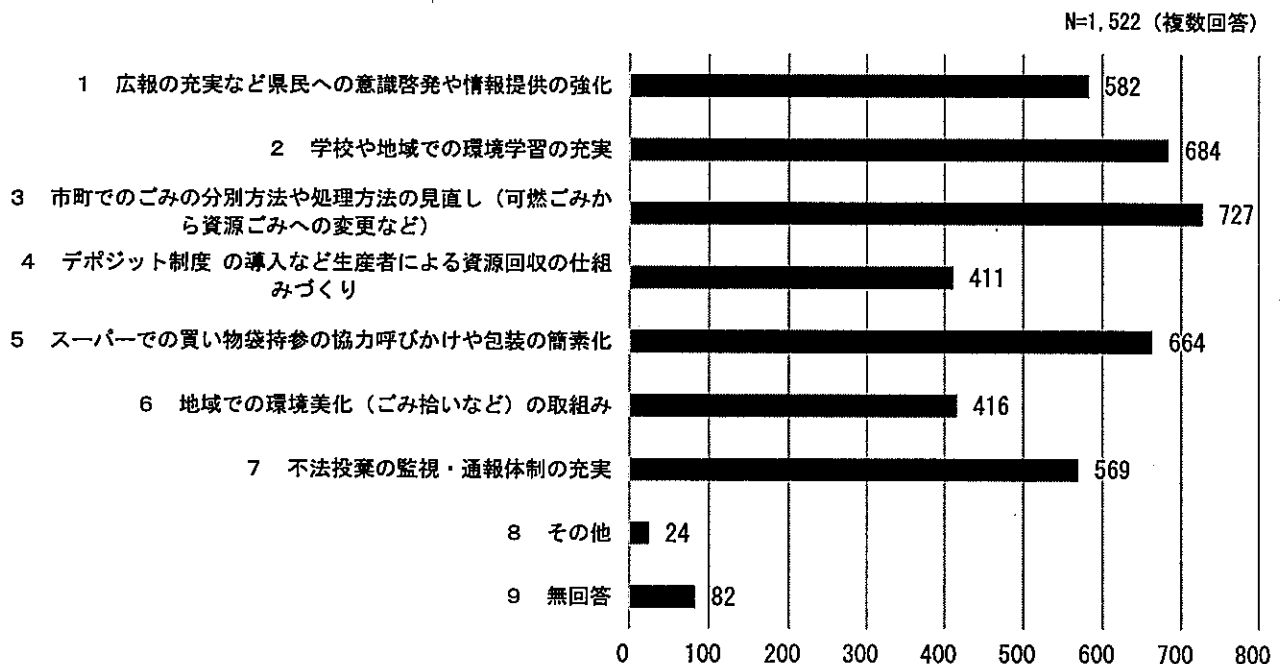


図 35 効果的な取組み

(4) 環境施策に関する要望

137人(9.0%)から自由意見があり、うち、42人(2.8%)から廃棄物に関する意見が寄せられました。

廃棄物に関しては、「家庭での野焼き」や「海、川、山や道路でのゴミのポイ捨て」といった地域社会で問題となっている一般廃棄物の野外焼却及び不法投棄に対して、行政が厳しく対処することを求める意見が目立っています。

その他、「リサイクルの実例について情報発信」、「簡易包装の普及」、「住民参加の美化活動によってゴミを捨てないようにする意識の熟成」、「蛍光灯の水銀リサイクルシステムの確立」といった提案がされており、県民の廃棄物に関する問題意識は総じて高いことが伺えます。

一方、「田舎であれば、野外焼却を認めるべきではないか」との意見もありました。

3. まとめ

「満足度」は、『ゴミの分別、リサイクル対策』が最多の54.6%で、『廃棄物の不法投棄対策』が20.4%(8番目)でした。『廃棄物の不法投棄対策』は、「不満度」が最多の39.0%で、他の項目に比較しても突出しています。

一方、『廃棄物の不法投棄対策』についての「重要度」は最多の81.5%であり、県民の関心が高いことが伺えます。

また、日常生活の行動として『ゴミを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外焼却をしない。』については、92.7%が「行っている」と回答していることから廃棄物の適正処理に関して県民の意識が高いということが伺え、それが『廃棄物の不法投棄対策』の「満足度」の低さや「重要度」の高さとして現れていると考えられます。

『市町のルールに沿って正しくゴミを分別し、リサイクル回収に協力している。』については、92.5%が「行っている」と回答しており、県民の協力の効果もあり、『ゴミの分別、リサイクル対策』の「満足度」は調査項目の中で最多の54.6%となっています。

しかし、『買い物のときはマイバッグを持参したり、詰替商品や簡易包装の商品を購入するなど、ゴミを減らすようにしている』と『リサイクルショップやフリーマーケットを活用するなど、再利用に努めている』について、『行っている』と回答した方は、それぞれ65.5%、34.4%にとどまっており、リサイクルに対する意識は高いものの、リデュース・リユース(2R)に関する意識は相対的に低いと考えられます。

ごみの減量化・リサイクル対策の推進のためには、『市町でのごみの分別方法や処理方法の見直し』や『学校や地域での環境学習の充実』、『スーパーでの買い物袋持参の協力呼びかけや包装の簡素化』などが効果的であると考えている人が多くなっています。

自由記載の意見では、地域での一般廃棄物の野外焼却や不法投棄問題に対して厳しく対処して欲しいとの意見が多数ありました。

県政世論調査の結果は、廃棄物行政の重要度が80%を超えており、これは県民からの期待感の現れでもあります。このため、県民に身近な一般廃棄物に関して、野外焼却や不法投棄対策、リサイクルのための多様な回収ルートの確立、リデュース・リユース(2R)のための環境整備などの取組みについて、今後さらに推進することが必要です。

第4章 質の高い循環型社会の形成を目指して

第1節 基本的な考え方

1. 計画の基本目標

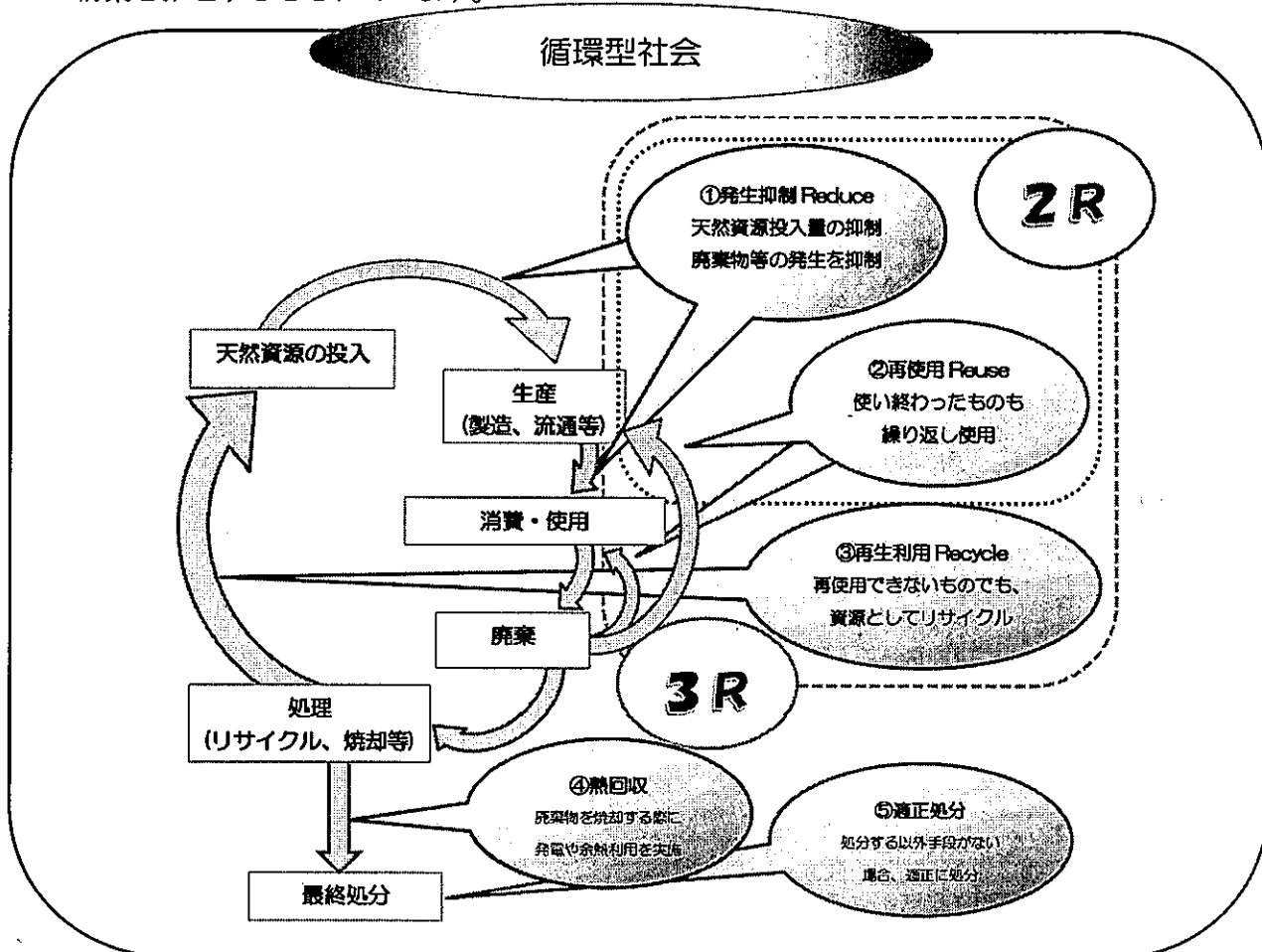
香川県廃棄物処理計画は、香川県環境基本計画の個別計画であり、環境基本計画で定める資源循環分野の基本目標を本計画の基本目標として設定します。

基本目標

環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本法において『循環型社会』とは、①製品等が廃棄物等になることが抑制され、次に、循環資源となったものについては環境負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に可能な限り循環的に利用し、こうした発生抑制及び循環的利用を促進した上で、なお循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分が確保され、もって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）では、基本的な方向を『循環の量に着目した取組みに加えて、質にも着目した取組みを進める。』とし、2Rの取組みがより進む社会経済システムの構築を推進するとされています。



本県においても、2Rにリサイクルを加えた3Rや廃棄物の適正処理に引き続き取り組むことは、循環型社会へのさらなる発展のためにも、ますます重要となっています。

以上のことから、次の施策の柱を設定し、県民、事業者、市町その他関係者との連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けた政策を展開するものとします。

施策の柱

- 2R（リデュース、リユース）の推進
- リサイクルの推進
- 廃棄物の適正処理の推進

第2節 数値目標

1. 一般廃棄物

(1) 目標

	平成 25 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
総排出量	33.0 万トン	29.0 万トン
リサイクル率	20.1%	24.0%
最終処分量	3.6 万トン	3.0 万トン
1 人 1 日当たりの排出量	895 g	815 g

(2) 目標設定の考え方

① 総排出量、1 人 1 日当たりの排出量

平成 32 年度の総排出量は、29.5 万トンと推計されますが、食品廃棄物の削減など発生抑制に関する施策等により、目標値を平成 25 年度から 4.0 万トン減の 29.0 万トンを目指します。

また、1 人 1 日当たりの排出量については、総排出量の目標に合わせて、815g を目標とします。

② リサイクル率

平成 25 年度のリサイクル率は 20.1% となり、前計画の目標である 24% (平成 27 年度) は達成困難な状況です。

中間処理施設の施設整備の予定に加え、焼却されている紙ごみの資源化や集団回収による資源回収などの各種施策を講じることにより、目標を前計画から据え置き 24% を目標とします。

③ 最終処分量

総排出量が減少し、リサイクル率が向上することを目指し、3.0 万トンを目指します。

2. 産業廃棄物

(1) 目標

	平成 25 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標)
総排出量	243.6 万トン	242.0 万トン
リサイクル率	70.1%	71.5%
最終処分量	18.1 万トン	17.2 万トン

(2) 目標設定の考え方

① 総排出量

平成 32 年度の総排出量は、245.4 万トンと推計されますが、前計画の策定前の実績値まで減少させることを目指し、242.0 万トンを目指します。

② リサイクル率

平成 25 年度のリサイクル率は 70.1% となり、前計画の目標値である 70% (平成 27 年度) を達成しました。今後もリサイクル技術や意識の向上に伴って、リサイクル率は微増傾向で推移すると想

定されますが、本県のリサイクル率は全国と比較しても高い状況にあり、大幅な増加は厳しい状況です。このため、毎年0.2ポイントずつ向上することを目指し、71.5%を目標とします。

③ 最終処分量

総排出量が減少し、リサイクル率が向上することを目指し、17.2万トンを目指します。

3. 一般廃棄物、産業廃棄物共通

(1) 目標

	平成26年度（実績）	平成32年度（目標）
廃棄物不適正処理苦情件数	160件	減少

(2) 目標設定の考え方

① 廃棄物不適正処理苦情件数

廃棄物適正処理の一層の推進を図る必要があることから、県、市町等の取組を強化することにより、苦情件数の減少を目標とします。

第3節 目標の達成のための施策

1. 施策の体系

計画の目標	施策の柱	施策の展開	主な取組内容
環境への負荷を低減させる質の高い「循環型社会」の形成	2R（リデュース、リユース）の推進	■ 2Rを意識した3Rの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2Rを意識した3Rの普及啓発 ○ 世代に応じた環境教育・学習の場の確保 ○ 地域でのクリーン作戦への支援 ○ 民間団体との連携
		■ リデュースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境にやさしい消費行動の推進 ○ 食品廃棄物の削減 ○ 生産、流通段階でのリデュース ○ 市町におけるリデュースの促進 ○ 多量排出事業者への啓発
		■ リユースに向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等 ○ リユース市場の普及啓発
	リサイクルの推進	■ 市町におけるリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町におけるリサイクルの促進 ○ 紙ごみ等資源ごみのリサイクルの徹底
		■ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大生産者責任の徹底 ○ 容器包装リサイクルの推進 ○ 家電リサイクルの推進 ○ 建設リサイクルの推進 ○ 食品リサイクルの推進 ○ 自動車リサイクルの推進 ○ 家畜排せつ物等のリサイクルの推進 ○ 小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル） ○ 多様な回収ルート確保
		■ 循環産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究開発等への支援 ○ リサイクル施設の整備促進 ○ エコタウン事業の推進 ○ リサイクル市場の普及啓発 ○ 優良産廃処理業者の育成
		■ リサイクル製品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル製品等の認定と利用促進 ○ グリーン購入の促進 ○ 再生資源の利用促進
		■ 廃棄物処理施設の確保と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保 ○ 一般廃棄物処理施設の確保と維持管理 ○ 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理 ○ 廃止した廃棄物処理施設の適正管理
	廃棄物の適正処理の推進	■ 監視指導体制の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者に対する監視指導 ○ 処理業者、処理施設に対する監視指導 ○ 市町における監視指導の強化 ○ 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保 ○ 不適正処理への対応
		■ 廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町における適正処理 ○ 排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底 ○ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築 ○ 優良産廃処理業者認定制度の周知 ○ 感染性廃棄物の適正処理 ○ アスベスト廃棄物の適正処理 ○ PCB廃棄物の適正処理 ○ 海岸漂着物等の適正処理 ○ 農業生産資材廃棄物・漁業系廃棄物の適正処理
		■ 不法投棄や野外焼却対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄されない地域社会の構築 ○ 地域でのクリーン作戦への支援（再掲） ○ 監視、通報体制の充実 ○ 関係機関との連携
		■ 豊島廃棄物等処理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊島廃棄物等処理事業の推進

2. 環境への負荷を低減させる質の高い「循環型社会」の形成に向けた施策展開

(1) 2R（リデュース、リユース）の推進

① 現状と課題

- ㊦ 県内の廃棄物の総排出量は、一般廃棄物が 33.0 万トン（平成 25 年度実績）、産業廃棄物が 243.6 万トン（同）であり、平成 21 年度実績（一般廃棄物：33.9 万トン、産業廃棄物：241.3 万トン）と比較すると、一般廃棄物は減少（0.9 万トン減）し、産業廃棄物は増加（2.4 万トン）しています。
- ㊦ 環境への負荷をできる限り低減するためには、リサイクルに先立って 2R を可能な限り推進することが基本とされなければなりません。県政世論調査によると、リサイクルに対する意識は高いものの 2R に関する意識は相対的に低いという結果になっています。
- ㊦ 一般廃棄物の総排出量は、人口減に伴う自然減が今後も続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられますが、排出量の更なる削減のためには、現在、主流となっているワンウェイ容器^{*9} からリターナブル容器^{*10} への転換などの容器包装の削減に加え、創意工夫を凝らした普及啓発を行い、県民の生活全般において 2R を推し進めていく必要があります。
- ㊦ 市町の焼却施設に搬入されるごみのうち、ちゅう芥類（食べ残しなどの食品廃棄物等）が 38% と最も多い（平成 25 年度実績）ことから、県民の意識改革も含め、食品廃棄物の削減に取り組む必要があります。
- ㊦ 産業廃棄物の総排出量は微増傾向にあり、種類別では、がれき類、動物のふん尿、汚泥の上位 3 種類で全体の 86.2% を占めています（平成 25 年度実績）。今後は、持続的な経済活動による発展に配慮しつつ総排出量の抑制を目指す必要があります。

② 施策の展開

I 2Rを意識した3Rの普及啓発

1 2Rを意識した3Rの普及啓発

- 家庭向け減量化対策として、家庭での実際の減量化取組みの紹介など県民が身近に感じられる実践ガイドブックを新たに作成します。
- 事業所から排出されるごみの減量・リサイクルの推進を図るための講習会等を開催します。
- 県内の小中高等学校等に協力を依頼し、学校教育等を通じてごみの減量化やリサイクルへの取組みについて啓発を行います。
- 3Rに関する先進的な取組み事例をはじめ各種情報を収集し、広報誌やホームページ等を活用し、県民や事業者などによりわかりやすく情報提供するよう努めます。

^{*9}ワンウェイ容器 その形状のまま再使用されない容器。リサイクルされるものと使い捨てられるものがある。

^{*10}リターナブル容器 ボトラー等により再充填される容器。ビール瓶、一升瓶、清涼飲料用瓶において実施されている。

ii 世代に応じた環境教育・学習の場の確保

- 環境教育・環境学習を効果的に行うため、環境学習教材や環境学習プログラムなどを充実します。
- 環境ギャラン隊や民間団体等の行う環境学習プログラムも含め、学校のみならず地域や職場など幅広い場において環境教育・環境学習を実施することで、子どもから大人まで学べる場を確保します。
- 環境教育・環境学習に関する情報をホームページやリーフレット等で積極的に発信するなど、県民が利用しやすい広報に努めます。

iii 地域でのクリーン作戦への支援

- 河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード事業」などを推進します。
- 学校、企業、自治会などに対しても地域の河川や海岸での清掃活動への参加を引き続き呼びかけ、子ども、青壮年者から高齢者までが協力して河川や海岸をきれいにするという美化・愛護運動を積極的に推進します。
- 「エアポートクリーン作戦」など地域の一斉清掃については、実行委員会に参画するなど、企画計画段階から支援するよう努めます。

iv 民間団体との連携

- 3Rをテーマに民間団体や事業者と連携して幅広い場において出前講座やイベントを実施します。
- 民間団体等に委託して行っている出前講座「体験型環境学習プログラム実践事業」については、より内容等を充実させて実施するよう努めます。
- 消費者団体と事業者、行政の3者で構成する「環境にやさしい買い物推進協議会（グリーンコンシューマーかがわ）」と連携し、出前講座や各種イベントにおいて、使い捨てではなく長く使える製品の選択やリサイクル製品の購入について啓発を行います。
- 割りばし等のリサイクルに取り組む団体の活動をホームページやリーフレット等でPRすることにより取組みの推進を支援します。

Ⅱ リデュースに向けた取組みの推進

i 環境にやさしい消費行動の推進

- 「環境にやさしい買い物推進協議会（グリーンコンシューマーかがわ）」において、出前講座の開催、ホームページや広報誌掲載等により、買い物袋の持参、リサイクル商品や容器包装ゴミがより少ない商品の購入など環境に配慮した消費者行動を推進し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を消費者に対し呼びかけます。

ii 食品廃棄物の削減

- 「もったいない」という文化、意識を生かし、消費者、事業者、行政が連携・協働して、食品廃棄物削減に関する県民の気運醸成を図るため、新たに県民総参加で取り組む運動を展開します。

- 食品廃棄物の削減について、広報媒体による啓発活動を実施します。
- 一般家庭等に対し、生ごみ減量のための講習会の開催や、エコ料理普及のためエコレシピ集を作成します。
- 食品廃棄物の削減・リサイクル推進のため、全国の優良事例等を紹介するセミナー等を開催し、地域特性に合った施策検討を行う場を提供します。

iii 生産、流通段階でのリデュース

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ホームページや各種業界団体が開催する講習会等の機会を通じて、産業廃棄物の自主的な減量化の取組みなど発生抑制に関する普及啓発を行います。
- 年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者（特別管理産業廃棄物については年間50トン）が提出した産業廃棄物処理計画に基づいて産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導します。また、計画の実施状況については、ホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを推進します。

iv 市町におけるリデュースの促進

- 市町がリデュースに主体的に取り組むことができるよう、市町ごとに取組目標・項目を設定するとともに、具体的な取組みが進むよう支援します。
- 他県の先進的な廃棄物減量化施策について情報収集し、市町に情報提供するとともに、県内市町での取組状況に関する情報交換等により、市町の取組みを促進します。
- ごみ処理には多額の費用を要することを県民に認識してもらうため、環境省が作成した一般廃棄物会計基準に基づく一般廃棄物処理事業に関する費用の分析の実施及び分析結果に基づく処理費用の県民への周知を市町に働きかけるとともに、市町に対する研修会等の実施により市町を支援します。

v 多量排出事業者への啓発

- 年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者（特別管理産業廃棄物については年間50トン）が提出した産業廃棄物処理計画に基づいて産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導します。また、計画の実施状況については、ホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを推進します。【再掲】

III リユースに向けた取組みの推進

i リユースの促進、リターナブル容器の利用促進等

- 市町で行っている不用品交換情報提供等の取組みをホームページで紹介するなどにより県民のリユース行動を促進します。
- リユース容器の利用促進のため、県主催の行事で率先して使用するとともに、各種イベント主催者に対し、その使用を働きかけます。
- ワンウェイ容器からリターナブル容器に変更するには容器の回収率を上げる必要があることから、デポジット制度の導入など拡大生産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築を国に対し要望します。
- マイボトル、マイカップの各個人の利用の促進を図るため、国のマイボトル・マイカップ

プキャンペーンに賛同してマイボトル等に飲料を提供している店舗情報等をホームページで紹介するなど、啓発活動を行います。

ii リユース市場の普及啓発

- リユースの促進のため、リユースショップの情報をホームページで紹介するなど、広く県民がリユース品を利用できるような施策に取り組みます。

(2) リサイクルの推進

① 現状と課題

- ㊦ 県内のリサイクル率は、一般廃棄物が 20.1% (平成 25 年度実績)、産業廃棄物が 70.1% (同) であり、近年は、一般廃棄物は横ばい、産業廃棄物は微増で推移しています。平成 21 年度実績 (一般廃棄物：20.9%、産業廃棄物：68.4%) と比較すると、一般廃棄物は減少 (0.8 ポイント減) し、産業廃棄物は増加 (1.7 ポイント増) しています。
- ㊦ 市町における一般廃棄物のリサイクル率は、市町によって大きな差があることから、各市町による創意工夫を凝らした取組みを推進する必要があります。(平成 25 年：最大 30.9%、最小 8.8%)
- ㊦ 資源ごみについては、利便性の面からスーパー等での店頭回収が増加していることを踏まえ、市町の回収ルートに限らず、店頭回収や学校等での集団回収など多様な回収ルートの確保について取組みを進める必要があります。
- ㊦ 焼却施設に搬入されるごみのうち、紙・布類が 27%と多いこと (平成 25 年度実績)、事業所から出る一般廃棄物のうち紙類が全体の 55%を占めていること (平成 23 年度調査) から、リサイクル可能な紙ごみの回収を進める取組みが必要です。
- ㊦ 環境産業の創出による地域の活性化をめざす直島町でのエコタウン事業については、引き続き循環型社会のモデル事業として推進する必要があります。

② 施策の展開

I 市町におけるリサイクルの促進

i 市町におけるリサイクルの促進

- 市町がリサイクルに主体的に取り組むことができるよう、市町ごとに取組目標・項目を設定するとともに、具体的な取組みが進むよう支援します。
- 県内外において、リサイクルの取組みが進んでいる自治体の情報を収集し、担当者会などを通じ、市町に提供するなど市町の取組みを支援します。
- 現在、焼却・埋立している廃棄物についても、民間施設を活用する等資源化に向けた取組みの検討を市町に働きかけます。

ii 紙ごみ等資源ごみのリサイクルの徹底

- 市町がリサイクルに主体的に取り組むことができるよう、市町ごとに取組目標・項目を設定するとともに、雑紙の資源回収強化の取組みを支援します。
- 県内小学校等の協力を得て、児童に雑紙回収袋等を配布するなど、親子で雑紙資源回収を実践してもらうチャレンジ事業等を検討します。
- 事業系紙ごみ対策については、複数の事業所が協同して紙ごみの分別回収に取り組むな

ど、リサイクルの仕組み作りを支援します。

- 生活系紙ごみ対策として、家庭や事業所からいつでも簡単に紙ごみを排出できる仕組みを構築できるよう市町と連携して取り組みます。

Ⅱ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

i 拡大生産者責任の徹底

- デポジット制度は、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、飲料容器等の散乱防止対策として有効であり、その効果的な実施には全国一律の制度導入が必要であるため、国に対し、拡大生産者責任に基づく生産者による廃棄物回収システムの構築について、引き続き、デポジット制度の導入を含め提案します。

ii 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法での処理ルートではなく、独自処理を行っている市町へは、確実なリサイクル等の確認及び住民への情報提供が行われるよう働きかけます。
- 容器包装廃棄物の収集運搬等に要する市町の費用負担が大きいことが、一部の市町で分別収集せずに焼却・埋立されている要因となっていることから、メーカーなどとの費用負担の公平化を図るよう容器包装リサイクル法の見直しを国に要望します。

iii 家電リサイクルの推進

- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく廃家電の処理が適正に行われるよう住民へ啓発します。
- 廃家電の不法投棄や不適正処理を防止するため、リサイクル料金前払い制度の導入などを引き続き国に要望します。
- 不用品回収業者については、市町とも協力し、業者の実態を把握するとともに必要に応じ指導等を行います。

iv 建設リサイクルの推進

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、公共工事での分別解体と再資源化等の徹底を図るとともに、解体工事現場等のパトロールの実施により、民間工事での分別解体と再資源化等を引き続き指導します。
- 公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用及びコンクリート塊等の再生利用に努めます。

v 食品リサイクルの推進

- 県内の食品製造業者等から排出される食品関連廃棄物の再生利用等が促進されるよう、食品製造業者及び廃棄物処理業者等に、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に定められた各主体の役割や、再生利用施設整備に活用できる各種補助事業及び融資制度の内容等について、ホームページで情報提供を行います。

vi 自動車リサイクルの推進

- 使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する

法律（自動車リサイクル法）に基づく、引取業者、フロン類回収業者の登録手続、また、解体業者、破砕業者の許可手続の審査を厳格に行うとともに、不適正な処理や保管を行っている事業者に対する監視・指導を行います。

- 香川県放置自動車の処理に関する条例に基づき、県の所有地・管理地、自然公園法の特別地域に放置された自動車を迅速に処理します。
- 市町からの依頼に応じて廃物認定委員会を開催するなど、市町において放置自動車処理事務が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

vii 家畜排せつ物等のリサイクルの推進

- 家畜排せつ物のリサイクルを推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織し、県・市町・農業団体が連携して、良質な堆肥を生産するために家畜排せつ物の適正処理の指導を実施します。また、堆肥分析を実施するなど堆肥調製に関する技術指導を行います。
- 畜産農家における堆肥生産・供給方法を記載した堆肥提供者一覧を作成し、耕種農家や園芸農家等へ配布するとともにホームページで情報発信を行い、堆肥需要の拡大を図ります。
- 耕種農家に対しては、土づくりの一環としての各作物の栽培暦に基づく堆肥の施用、畜産農家との連携による稲わらと堆肥の交換などにより、堆肥の適正施用と利用促進を図ります。

viii 小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル）

- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく使用済小型家電の回収促進に努めます。
- 小型家電リサイクル制度における市町の財政的負担の軽減が図られるよう国に対して要望します。

ix 多様な回収ルートの確保

- スーパーマーケット等が店舗前で実施している自主的な回収等の行政回収以外の資源回収の周知を図ります。
- 集団回収マニュアルを作成するなど、集団回収やイベント回収の促進、拡大に努めます。

III 循環産業の育成

i 研究開発等への支援

- 県内企業の環境関連の新製品開発や技術の高度化について、技術相談・技術協力、依頼試験分析、共同研究などによる技術支援を行うほか、各種助成事業を活用し、県内企業が取り組む研究開発等を支援します。

ii リサイクル施設の整備促進

- 企業のリサイクル施設の整備については、県の融資制度等を活用して支援を行います。
- 広域的なリサイクル体制構築のため、リサイクル工場についても、用地情報の提供や各種行政手続きなどをワンストップサービスで実施することにより、優良なリサイクル工場

等の立地を支援し、その整備を促進します。

iii エコタウン事業の推進

- 直島町で実施しているエコタウン事業については、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクル事業を継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

iv リサイクル市場の普及啓発

- リサイクルの促進のため、リサイクルショップ情報をホームページで紹介するなど、広く県民がリサイクルショップを利用できるような施策に取り組みます。

v 優良産廃処理業者の育成

- 「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」に基づき適切に認定審査を行うとともに、事業者に対する説明会やホームページで認定制度の周知を行い、優良な処理業者を育成します。

IV リサイクル製品の利用促進

i リサイクル製品等の認定と利用促進

- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを推進するため、他の模範となるリサイクル製品や環境負荷の低減に取り組む事業所を募集し、香川県環境配慮モデル認定制度で認定し、リサイクル製品や事業所をホームページ等により積極的にPRするとともに、四国4県で連携した認定リサイクル製品の相互推奨の推進に努めます。

ii グリーン購入の促進

- 県の物品等の調達にあたっては、リサイクル製品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品を購入するグリーン購入に努めます。

iii 再生資材の利用促進

- 再生砕石や再生加熱アスファルト混合物については、現在ほとんどの現場で使われており、引き続き使用を徹底するとともに、豊島溶融スラグについては、豊島廃棄物等処理事業が完了するまで使用を継続します。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

① 現状と課題

- ㊦ 不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、不法投棄の大規模な事例は減少するとともに、不法投棄・野外焼却の県民からの苦情件数も減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は後を絶たない状況です。
- ㊦ 県政世論調査結果によると、廃棄物の不法投棄対策について多くの方が重要と考えている一方、満足している方は少ない結果になっています。
- ㊦ 廃棄物の適正処理のためには、廃棄物処理施設の整備促進と適切な管理の確保や優良な処理業者の育成を行うとともに、市町や関係機関と連携し、監視指導を一層充実させる必要があります。

ます。

- ㉔ PCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物対策については、引き続き適正処理に努めるとともに、災害により生じた廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上、円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理体制を構築する必要があります。
- ㉕ 豊島廃棄物等処理事業については、関係者の理解や協力のもと、安全と環境保全を第一に、調停条項で定められた期限までに廃棄物等が処理できるよう全力で取り組む必要があります。

② 施策の展開

I 廃棄物処理施設の確保と維持管理

i 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保

- 廃棄物は、家庭から直接排出されるほか、住宅の新築・解体時や医療など、県民の暮らしを支える事業活動からも排出されています。廃棄物の処理には、廃棄物処理施設が必要不可欠ですが、廃棄物処理施設を「迷惑施設」と考え、その設置に拒絶反応を起こす県民が多いのも事実です。このため、廃棄物処理施設の重要性を発信し、施設に対する県民理解の向上を図ります。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の焼却施設や最終処分場の維持管理の状況についてホームページ等を利用した見える化を徹底します。

ii 一般廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 施設の整備が必要な市町に対しては、将来的なごみ処理の見直しも含め、適切な施設の整備ができるよう市町の検討を支援します。
- 施設の長寿命化計画を策定する市町に対しては、循環型社会形成推進交付金の活用を含め、計画策定が円滑に進むよう支援します。
- 市町での施設整備に必要な財政措置が国で確保されるよう要望します。

iii 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「香川県産業廃棄物処理等指導要領」に基づき、生活環境の保全に配慮するなど紛争の未然防止に努めるよう設置予定者を指導し、地域住民との合意形成について調整を図りつつ、計画的かつ適正な産業廃棄物処理施設の確保に努めます。
- 生活環境影響調査の実施にあたり、計画初期の段階から設置予定者の相談に対応するなど、申請前～許可～施設設置に至るまで適切に支援します。
- 産業廃棄物処理施設の維持管理状況を確認するため、立入検査を実施し、不適切な状況を発見した場合は、改善指導を徹底します。
- 廃棄物の処理に伴い地域住民へ不安を与えると、廃棄物処理施設等に対する不信感につながるおそれがあります。処理業者に対する説明会等の機会を捉え、処理業者に対し、地域住民への配慮について協力を求めます。
- 公共関与による廃棄物処理施設として民間との役割分担を踏まえ、公益財団法人香川県環境保全公社による安定型産業廃棄物最終処分場の管理・運営を引き続き行います。

iv 廃止した廃棄物処理施設の適正管理

- 市町の財政事情等により解体が進まない一般廃棄物焼却施設については、解体までの間、適正な管理を促すとともに、解体だけでも財政的援助が受けられるよう国に要望します。
- 埋立終了した一般廃棄物の最終処分場については、廃止確認に向け必要な水質検査等について周知徹底するとともに、毎年、報告される水質等の検査結果を踏まえ、必要に応じ助言等を行います。
- 廃止した産業廃棄物の焼却施設については、放置することによって生活環境保全上の支障が生じないように早期に解体撤去するよう促すとともに、解体撤去が完了するまでの間、適切な管理を継続するよう設置者を指導・監督します。
- 埋立が終了した産業廃棄物の最終処分場については、維持管理状況を確認するため定期的に立入検査や水質検査等を実施するほか、早期の廃止のために設置者からの相談に応じるとともに適切な指導・監督を行います。
- 廃止確認後の最終処分場については、速やかに指定区域として指定するとともに、跡地利用を行う場合は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づいた適正な利用を推進します。

II 監視指導体制の拡充・強化

i 排出事業者に対する監視指導

- ホームページ等による情報提供や関係団体の研修会等の機会を通じて、適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行います。
- 必要に応じて事業場等への立入調査を行うなど適切な指導・監督を行います。

ii 処理業者、処理施設に対する監視指導

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替え保管場所や産業廃棄物処分業者の処理施設に対する定期的な立入調査のほか、周辺住民等からの通報等があった場合には、ただちに立入調査を行い、適切に指導・監督を行います。また、県警察や市町等と連携し、ヘリコプターや車両パトロールによる監視を実施します。
- 事業者に対する説明会の開催やホームページを通じた情報提供等により、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対し、廃棄物処理法の改正内容や適正処理のための留意事項等の周知徹底を図ります。
- 最終処分場については、「香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針」に基づき、適正に維持管理されていることを検査するとともに、安定型最終処分場における掘り起こし検査の実施など許可された廃棄物以外が埋立てされることがないように、適切な指導・監督を行います。
- 焼却施設及び最終処分場等の老朽化等に伴う施設・設備の構造上の安全性について定期的に県が検査することで生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、住民の安全・安心の確保に努めます。
- 焼却施設のばいじん及び焼却灰の検査並びに最終処分場の放流水等の水質検査を行い、これらの検査結果に基づき、設置者に対して廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導します。
- 無許可業者による産業廃棄物処理の受託及び無許可での産業廃棄物処理施設の設置が行われることのないよう情報収集に努めるとともに、該当する事案を確認した場合には、

迅速かつ適切に対応します。

iii 市町における監視指導の強化

- 不法投棄等を防止するため、関係団体等の支援を活用し、市町における監視カメラの増設を推進します。
- 県民等からの通報のしやすさを確保し、不法投棄や野外焼却等への取り締まりを強化するため、市町に廃棄物110番の設置を働きかけるなど、情報収集体制の拡充に努めます。
- 市町との連携・協力のもと、家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理等を行う事業者に対する監視・指導を強化するとともに、県民に向けてチラシ、ポスター、ホームページ等の各種媒体による注意喚起に努めます。

iv 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保

- 過去に県外の産業廃棄物が大量に県内に搬入され、生活環境保全上の支障を生じさせた経緯等を踏まえ、県外の産業廃棄物については、原則搬入禁止とする基本姿勢を堅持します。
- 廃棄物の循環的な利用を図り、持続的な発展が可能な資源循環型の社会の構築を推進するため、循環的な利用が可能な産業廃棄物については、厳正な審査と情報公開、立入検査を通じ、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」の趣旨に沿った、県外産廃の適正な循環利用の確保に努めます。

v 不適正処理への対応

- 不適正処理事案を発見した場合には、生活環境の保全上の支障を未然に防止するため、改善指示書（指導票）を交付しての行政指導を行うほか、必要に応じて改善命令等の行政処分を行う等、関係法令に基づいて厳正に対処します。
- 悪質な不適正処理事案については、被害拡大の防止措置を速やかに講じるとともに、厳正かつ迅速に行政処分（事業停止や許可取消し処分）を行い、その旨を公表することにより、不適正処理の拡大や再発の防止を図ります。更に、悪質な違反行為にあっては、捜査機関等へ刑事告発するなど厳正に対応します。

III 廃棄物の適正処理の推進

i 市町における適正処理

- 廃棄物処理法に基づき市町が策定する一般廃棄物処理基本計画については、環境省が策定したごみ処理基本計画策定指針に沿った形での計画が策定されるよう技術的助言等を行います。
- 不用品回収業者によるトラブルや許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動など市町間での情報交換の必要があることから、市町の担当者会を開催し、情報交換に努めます。
- 市町職員の廃棄物処理法に関する知識の向上のため、専門の講師を招いた研修会を開催します。
- 国の循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために策定が義務付けられている循環型社会形成推進地域計画を策定する際には、策定市町や環境省と綿密な連絡・協議を行い、

技術的助言等を行います。

ii 排出事業者及び処理業者の適正処理の徹底

- 産業廃棄物の適正処理のため、立入指導や事業者に対する説明会の開催の際に、manifestの適正な運用を指導します。また、処理業者及び多量排出事業者に対し、manifestを確実に保存・管理できるとともに、事業者の事務処理を軽減できる電子manifestの周知に努め、その積極的な利用を働きかけます。
- 収集運搬業者や自社運搬を行う排出事業者に対し、運搬車に係る法定表示の徹底をはじめ、処理基準が遵守されるよう、ホームページによる情報提供や事業者に対する説明会等の開催などを通じた周知を行います。
- 住民の安心・安全や廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の焼却施設や最終処分場の維持管理の状況についてホームページ等を利用した見える化を徹底します。【再掲】
- 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど維持管理積立金制度の円滑な運用に努めます。

iii 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

- 国の「防災基本計画」の見直しや環境省の「災害廃棄物対策指針」の公表を受け、県・市町はより実効性のある処理計画の策定が求められており、県は、「県地域防災計画」を補完し、具体化した形で「災害廃棄物の発生量の予測」「既存処理施設の処理能力の推計」「仮置場の必要面積の推計」等の基礎データや処理に係る手順を整理した「香川県災害廃棄物処理計画」を策定します。

なお、処理にあたっては適正処理を確保するとともに、できる限り効率的な分別・リサイクルを行い、最終処分量の低減と再生資源の有効利用に努めます。

- 市町は、災害廃棄物の処理主体であることから、具体的な仮置場の選定など市町においても実効性のある計画が策定されるよう支援します。

iv 優良産廃処理業者認定制度の周知

- 優良産廃処理業者認定制度についてホームページ等を活用して情報発信し、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい環境の整備に努めます。

v 感染性廃棄物の適正処理

- 医療機関における感染性廃棄物の適正処理については、「感染性廃棄物処理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導します。
- 在宅医療廃棄物については、市町担当者会等を通じ、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に沿った処理体制の構築の働きかけや、清掃作業員等を対象とした研修会を開催し、情報不足の解消を図るとともに、家庭からの排出方法について啓発します。
- 訪問看護ステーションの看護師等が患者宅で訪問看護を行った際に生じる廃棄物については、引き続き、「訪問看護における在宅医療廃棄物標準取り扱いマニュアル」を活用することにより、適正な処理を行うとともに、訪問看護を通じて患者に在宅医療廃棄物の

適正な処理方法の指導を行います。

vi アスベスト廃棄物の適正処理

- アスベスト建材を多用した時期の建築物が寿命を迎えることで、今後は解体工事等に伴い発生するアスベスト廃棄物の増加が見込まれます。引き続き「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づき適正な処理が行われるよう、適切に指導・助言等を行います。
- 産業廃棄物の破碎施設等の中間処理施設や最終処分場への立入検査により、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止、廃石綿等の処理基準の順守を監督・指導し、アスベスト廃棄物の適正処理を推進します。

vii PCB廃棄物の適正処理

- PCB廃棄物の保管事業者等に対して、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく届出及び処分期間内の処分並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管等の徹底を図ります。
- PCB廃棄物の処理については、「香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿って、関係行政機関及びPCB廃棄物の処理に係る事業者等の関係者と連携し、期限までに確実かつ適正な処理が行われるよう取組みを更に進めます。
- 中小企業者等のPCB廃棄物の処理を支援するため、国及び都道府県が協調して造成しているPCB廃棄物処理基金への出えんを引き続き行います。
- PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、パンフレットやホームページ等の媒体を活用してPCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。

viii 海岸漂着物等の適正処理

- 香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、不法投棄対策を含む発生抑制対策や回収・処理など、関係機関と連携して海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進します。

ix 農業生産資材廃棄物、漁業系廃棄物の適正処理

- 農業用使用済プラスチックなどについては、香川県野菜振興協議会を中心に、農業者に対して生産活動と一体となった廃棄物の減量化や適正処理の啓発活動を行うとともに、統一的な回収・処理システムの確立を図ります。
- プラスチック製の漁具・漁網等の漁業系廃棄物については、漁業者等に対し、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」等に基づき、適正処理の意識啓発を行うとともに、排出・処理状況を把握して、リサイクル又は適正処理の推進を図ります。

IV 不法投棄や野外焼却対策の強化

i 不法投棄されない地域社会の構築

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発のほか、全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に合わせて各種広報媒体を活用した啓発活動を実施します。
- 環境教育や環境学習においても、不法投棄防止について啓発します。
- 不法投棄を抑止するため、悪質な不法投棄現場については、ホームページでの公表等を

行うとともに、住民等による不法投棄されない地域づくりを促進します。

ii 地域でのクリーン作戦への支援【再掲】

- 河川流域の地域全体で、行政・住民が一体となって水環境を保全・創出するための活動に取り組む「香の川創生事業」や県道の清掃や緑化などを行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード事業」などを推進します。
- 学校、企業、自治会などに対しても地域の河川や海岸での清掃活動への参加を引き続き呼びかけ、子ども、青壮年者から高齢者までが協力して河川や海岸をきれいにするという美化・愛護運動を積極的に推進します。
- 「エアポートクリーン作戦」など地域の一斉清掃については、実行委員会に参画するなど、企画計画段階から支援するよう努めます。

iii 監視、通報体制の充実

- 指導監視機動班を中心に不法投棄の巡回監視を行うとともに、県警察や海上保安庁等と連携したヘリコプターによる上空からの合同パトロールや、不法投棄が行われやすい夜間や休日にパトロールを実施するなど、不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。
- 不法投棄の早期発見には、民間の機動力にも大いに期待ができます。このため、民間団体との協定締結の拡充に努めます。
- 廃棄物 110 番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄や野外焼却などの情報提供を受け付けるとともに、県警察等関係機関との連携を密にして、早期の情報収集に努め、早期対応を図ります。
- 不法投棄等を防止するため、関係団体等の支援を活用し、市町における監視カメラの増設を推進します。【再掲】
- 県民等からの通報のしやすさを確保し、不法投棄や野外焼却等への取り締まりを強化するため、市町に廃棄物 110 番の設置を働きかけるなど、情報収集体制の拡充に努めます。
【再掲】
- 不法投棄や野外焼却などを発見した場合には、原因者の究明と改善指導を徹底するとともに、悪質な事案に対しては厳正な対応を行います。
- 家電メーカー等が家電リサイクル法の対象品目の不法投棄対策として資金面で支援する「不法投棄未然防止事業協力」について、市町の積極的な活用を周知するとともに、引き続き制度の継続、より一層利用しやすい制度への変更を国に要望します。

iv 関係機関との連携

- 県、県警察、海上保安庁、高松市等で構成する香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会と地域別の協議会を組織し、情報交換を行うなど関係機関、団体との連携を図ります。
- 産業廃棄物は、住民生活や地域産業と密接な関わりがあることから、市町職員の県職員への併任を引き続き行うとともに、一般廃棄物の排出抑制、リサイクルや適正処理に向けた取組みに対して助言を行うなど県と市町との連携を図ります。
- 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ的確な対応を図るため、隣接県との連携に努めます。

V 豊島廃棄物等処理事業の推進

i 豊島廃棄物等処理事業の推進

- 関係者の理解と協力のもと、直島の間処理施設での焼却・熔融処理に並行して汚染土壌のセメント原料化処理を行うなど、安全と環境保全を第一に、廃棄物等の処理に全力で取り組みます。

第4節 関係者の役割

計画の推進には、県民、事業者、民間団体、国・県・市町などすべての主体が、循環型社会の形成という共通の価値観を持ち、相互の連携と適切な役割分担のもと、各種の施策や取組みを着実に進める必要があります。

1. 県民の役割

自らが日常生活において一般廃棄物を排出し、環境への負荷を与えていることを自覚したうえで、循環型社会の形成のためには一人ひとりの行動が重要であることを認識し、自らのライフスタイルを見直すことなどにより2Rを意識した3Rの実践に努める必要があります。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しをしない、野菜を使い切る、生ごみは水切りをするなど、生ごみの量を減らす。 ・長く使えるものを選び、壊れた場合は修理するなど、ものを大切に使い、不要なものは買わない。 ・リターナブルびんを使用している商品や詰め替え商品などを選ぶ。 ・買物時には、過剰包装を断るとともに、マイバックを持参してレジ袋の使用を控える。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。 ・一時的に必要なものはリースやレンタルで使用する。
再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う不用品交換情報や民間のリサイクルショップ、フリーマーケットを活用するなど、使わなくなったものを必要な人に譲る。 ・マイボトルやマイカップの使用に努める。【再掲】
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・決められたルールに従ったごみの分別を行う。 ・自治会等の集団回収に協力する。 ・スーパー等の店頭回収も利用する。 ・エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい製品を選ぶ。 ・家電リサイクルなどの法制度を守る。 ・ごみの自家処理に挑戦する。(コンポスト容器、生ごみ処理機) ・グリーン購入等に努める。
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを排出するときは、決められたルールに従い、不法投棄や野外での焼却をしない。 ・ごみのポイ捨てはせず、環境美化に努める。 ・地域ぐるみの清掃など環境美化活動に参加する。 ・ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政*に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物110番(24時間受付)</p> <p>電話・FAX: 087-832-5374</p> <p>電話: 0120-537483 (フリーダイヤル)</p> </div>

2. 排出事業者の役割

廃棄物の排出事業者は、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、発生の抑制や適正処理の推進のための取組みに努めるとともに、自ら生産する製品等について廃棄物となった後まで責任を負う拡大生産者責任の趣旨を十分認識して事業活動を行うことが必要です。

また、処理業者は、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会を支え、地域の生活環境の保全に資する責任があることを十分に認識し、法令遵守はもちろん、知識や処理技術の向上、地域との協調に努めることが必要です。

区分	わたしたちにできること
廃棄物の発生抑制 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> 原料調達、製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、長く使える製品を消費者に提供する。 包装の簡素化、包装資材減量化に努める。 不良品の削減や再原料化の推進に努める。 修理、アップグレード、使用後の製品の回収等のサービスを行う。
再使用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> リユースしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 包装、梱包など使用済み製品の再使用に努める。
再生利用 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 事業活動に伴い生じる副成物や不要な資源を、必要とする他の事業者へ引き渡す。
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理する。 事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。

3. 民間団体の役割

自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、循環型社会形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが必要です。また、循環型社会形成に向け、人材育成の担い手や実践活動の推進役となることが期待されます。

区分	わたしたちができること
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化運動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の3R意識を高めるための啓発活動を実施する。 ・フリーマーケットや環境イベント等を開催する。
適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、ごみの分別など適正な排出を呼びかける。 ・ごみの不法投棄や野焼き、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政*に通報する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※廃棄物110番（24時間受付）</p> <p>電話・FAX：087-832-5374</p> <p>電話：0120-537483（フリーダイヤル）</p> </div>

4. 行政の役割

(1) 市町

市町は、地域内の一般廃棄物の処理責任を担うとともに、中長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画を策定し、地域の特性を踏まえた3Rの取組みの促進を図るとともに、分別収集の徹底、廃棄物処理施設の整備、不法投棄や不適正処理対策などを計画的に実施することが必要です。

また、一般廃棄物処理の広域化や災害廃棄物処理対策など、広域的な課題等に県・市町との連携と協働による施策の推進に努めます。

(2) 県

県は広域的な視点から、県内の一般廃棄物、産業廃棄物の処理状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進と適正処理の確保など施策を総合的に推進します。

また、県民、事業者、市町等の取組みに対する支援や適正処理の確保のための指導・監督など、循環型社会の形成に向けて、各種施策を推進するほか、必要な制度の改正などについて、国等に対し、提案等を行っていきます。

第5章 推進体制と進行管理

1. 推進体制及び進行管理

この計画の推進のためには、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、より積極的な循環型社会の形成に向けた取組みを行うことが必要です。

このため、県は、県民、事業者、民間団体に対し、積極的に3Rや廃棄物の適正処理に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、各種施策への参加を県民・事業者等に積極的に呼びかけるなど、県民、事業者等との連携と協力のもとに計画を推進します。

また、一般廃棄物の処理責任を担い、県民、事業者にも最も身近な行政主体である市町との連携や支援を行い、一般廃棄物に関する3Rや適正処理を推進します。

計画の推進に当たっては、廃棄物の排出・処理状況等に関する実態調査を定期的に行うとともに、この計画に掲げた施策の進捗状況を検証し、必要に応じ施策や事業の見直しを行いながら、計画の達成を目指します。



(ごみの減量化やリサイクル推進のシンボルキャラクター)

香川県環境森林部廃棄物対策課

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/index.htm>

TEL : 087-832-3223

FAX : 087-831-1273